

令和7年第10回  
教育委員会定例会議案

多賀城市教育委員会

## 令和7年第10回教育委員会定例会議事日程

令和7年10月29日（水）  
午後5時 開会  
多賀城市役所北庁舎5階 502会議室

日程第1 前回議事録の承認について

日程第2 議事録署名委員の指名について

日程第3 諸般の報告

　　事務事業等の報告

日程第4 議事

- (1) 報告第4号 令和6年度多賀城市一般会計決算の概要について
- (2) 議案第25号 学校給食費の改定について
- (3) 議案第26号 行政コスト計算に基づく受益者負担の適正化に伴う  
　　関係規則の整備に関する規則について
- (4) 議案第27号 多賀城市教育委員会の権限に属する事務の事務委任  
　　に関する規則について
- (5) 議案第28号 多賀城市社会体育施設等指定管理者の更新について
- (6) 議案第29号 多賀城市文化センター指定管理者の更新について

日程第5 その他

- (1) 多賀城市スポーツウェルネス施設整備基本構想（案）について

## 諸　　般　　の　　報　　告

令和7年第9回教育委員会定例会以降の事務事業の執行状況及び諸会議等の状況は、次のとおりです。

### ■教育総務課関係

9月27日から28日まで、「令和7年度仙台北地区中学校新人体育大会」が多賀城野球場など各会場において開催され、各競技において熱戦が繰り広げられました。

10月1日、第3回市議会定例会で任命に同意された市岡良庸教育長及び小野聰子委員に対し、市長から辞令の交付がありました。

来年度の新入学児童を対象とした「就学時健康診断」を、10月7日に多賀城東小学校で実施しました。10月29日に天真小学校、11月5日に山王小学校、11月7日に多賀城小学校、11月12日に多賀城八幡小学校、11月14日に城南小学校の順で実施予定です。10月1日現在の対象児童数は、全小学校で、492名です。

10月8日から10日まで、「多賀城市・太宰府市中学生交流事業」として太宰府市から中学生8名を受け入れ、多賀城市内の見学や多賀城中学校への訪問などを行いました。本市の中学生8名は、10月29日から31日まで2泊3日の予定で太宰府市を訪問いたします。

10月10日、仙台管内教育委員会教育長会議がホテル白萩で開催され、教育長が出席しました。

10月10日、小中学校の終業式が行われました。10月14日の1日間の秋季休業日を経て、15日に二学期の始業式を迎えました。

10月17日、城南小学校創立50周年記念式典を同校で開催し、教育長が出席しました。

10月27日、令和7年度第1回学校給食センター運営審議会を開催し、「令和7年度多賀城市学校給食費の改定について」を審議し、答申がありました。

10月28日、宮城県県都教育長協議会教育長・総務主管課長会議が白石市で開催され、教育長が出席しました。

### ■生涯学習課関係

10月12日、多賀城駅前公園で第27回史都多賀城万葉まつりが開催されました。華やかな万葉衣装に身を包んだ約200名の市民が、文化センターから多賀城駅前公園まで練り歩きました。まつり会場では、万葉ステージや売店のほか、多賀城高校茶華道部を含む3団体による茶席が設けられ、多くの市民がまつりを楽しみました。また、新規企画ツアーの「万葉衣装を着て多賀城を巡ろう！」には25名が参加しました。

文化センターでは、「大伴家持のつどい短歌大会表彰式」と「基調講演」が同日開催されました。

10月13日、令和7年度スポーツフェスティバルを多賀城市総合体育館で開

催し、約300名が参加しました。多賀城市スポーツ協会をはじめ多くの団体の協力を得ながら、スポーツ体験、アスレチック及び武道体験など数多くの種目を設定し、楽しみながら体験をとおして、スポーツ活動に取り組むきっかけづくりや施設の利用促進を図りました。

前回定例会以降に実施した主な社会教育事業等は、別表のとおりです。

## ■文化財課関係

7月5日から8月17日まで埋蔵文化財調査センター展示室で、考古資料展「多賀城南門と瓦の歴史」を開催し、1,073名の観覧者がありました。

9月13日に利府町で「むすび丸春日パーキングエリア歴史体験まつり」を開催し2市3町に東松島市を加え合同で勾玉作りや火起こし、各自治体で出土した遺物に触れるなどの体験ブースを展開し、521名が参加しました。

10月15日から17日まで、第60回記念全国史跡整備市町村協議会大会が愛知県小牧市で開催され、市長と文化財課長が出席しました。

10月19日に仙台市縄文の森広場秋まつり「山田上ノ台式縄文乃秋」「瓦マグネット作り」「貝絵付け」ブースを出展し、105名が体験しました。

(別表) 社会教育事業等の開催状況(9月10日から10月20日まで)

### ○市民会館（指定管理）

開催日	内 容	参加者数	会場
9月22日 17日	主催事業「ピアノと遊ぼう！9月度」	計22名	市会
9月14日～ 10月28日 (全7回)	主催事業「たがぶん自習室」	計27名	市会
10月1日～ 13日 (全4回)	主催事業「ピアノと遊ぼう！10月度」	計57名	市会
10月19日	共催事業「夢・希望・未来-歴史ある多賀城市から 未来へ向けて-」 S P A R K I N G C H O I R コンサート	1,170名	市会

### ○中央公民館

開催日	内 容	参加者数	会場
9月20日	青少年教育事業「子ども陶芸体験」 講師：陶芸教室くんぶう 澤田 聰 氏	22名	中公

10月4日	成人教育事業「コーヒー教室座学&ハンドドリップ実践講座」 講師：服部コーヒーフーズ（株） グリーンライフコーヒーロースター多賀城店 焙煎士 大塚 将太氏	18名	中公
10月8日	出前映画会「きんたろう、はちかつき姫」「じごくのそばい」「じしんだ！ミーちゃんのぼうさいくんれん」	85名	つめ草幼稚園
10月15日	高齢者教育事業「多賀城大学後期講座 昔語りのひととき」 講師：多賀城民話の会の皆さん	33名	中公
10月19日	青少年教育事業「ふれあい森林教室」 講師：宮城県森林インストラクター協会の皆さん	11組40名	利府グランディ

○山王地区公民館

開催日	内 容	参加者数	会場
9月13日 20日 27日	青少年教育事業「こども絵画教室」 全4回のうち2～4回目 講師：水彩画家 タカハシ シオン 氏	計53名	山公
10月5日	地域交流事業「第34回山王地区公民館まつり」	506名	山公
10月12日	家庭教育事業「親子小中学生天文学教室」 講師：仙台市天文台職員	9組26名	山公
10月15日	高齢者教室事業「山王大学後期講座 毎日を健康で過ごすために～栄養・食事の話～」 講師：大塚製薬（株）管理栄養士 松沢 玲子氏	24名	山公
10月18日	成人教育事業「御朱印帳作り教室」 全2回のうち1回目 講師：永澤 裕子氏（ぱた本屋：ぱたぽんや）	10名	山公
10月19日	成人教室事業「山王歴史講座 ブラサンノウ～政庁と政庁周辺を巡る～」 講師：山王地区公民館職員	6名	山公

○大代地区公民館（指定管理）

開催日	内 容	参加者数	会場
9月17日	高齢者教育事業「山茶花大学 仙台味噌物語」 講師：宮城県産業技術総合センター 羽生 幸弘氏	17名	大公

9月13日～ 10月4日	成人教育事業「ハンドメイド作家養成工房」 講師：一般社団法人larugo 大宮 紗妃氏	計40名	大公
9月18日～ 10月16日 全8回	地域交流事業「集いの広場」	48名	大公

○市立図書館（指定管理）

開催日	内 容	参加者数	会場
8月3日～ 9月14日	絵本「もののけしそくどう うらめしや」作品展 絵本作家・たにむらのりあき氏の作品展を開催	計2, 611 名	市図
9月13日	和装をまとう、新しい私 さんかくさんと見つける 着物の魅力 講師：キモノ愛好家 さんかく氏	21名	市図
	キモノ愛好家・さんかく氏によるサイン会 講師：キモノ愛好家 さんかく氏	15名	市図
	和装の方限定 館内で記念撮影会	16名	市図
9月14日	図書館探検 館長と巡る図書館ツアーハウス	2名	市図
9月16日	気軽にEnglishカフェ 講師：TES英会話教室講師 七島 美津恵氏	4名	市図
9月17日	ママとパパのためのベビーヨガと育児相談会 講師：ベビーマッサージ・ベビーヨガ指導者 川村 恵理香氏	12名	市図
9月19日	夜活 1日の終わりにYOGA教室 講師：ヨガインストラクター 工藤 葉子 氏	7名	市図
9月20日	出会える1冊クロストーク 「色彩豊かな本」	3名	市図
9月21日	つながるビジネス書倶楽部～変化の時代にやる気に 満ちた組織をつくる～ 講師：本のソムリエ 二本柳 保氏	2名	市図
9月21日	みんなで楽しむボドゲの日	6名	市図
9月25日	おやこが笑顔になるベビーマッサージとふれあい遊 び 講師：チャイルドケアスペシャリスト 遠藤 しのぶ氏	12名	市図
9月27日	キッズクラフト「お月見うさぎをつくろう」	15名	市図
9月27日	銅版画の楽しみ方 銅板に刻む、自分だけの物語 講師：版画家 あるが あく氏	8名	市図

9月28日	Book Swap TAGAJO	1, 567名	市図
9月28日	つながる本棚	8名	市図
9月28日	不要になった衣料品を使って、オリジナルマイバッグをつくろう 講師：無印良品 イオン多賀城	19名	市図
10月5日	山王地区公民館まつり クラフトライブラリー “読書時間をもっと楽しめるアイテムを作ろう”	32名	山公
10月11日	出会える1冊クロストーク 「モノクロームな本」	3名	市図
10月15日	ママとパパのためのベビーヨガと育児相談会 講師：ベビーマッサージ・ベビーヨガ指導者 川村 恵理香氏	10名	市図
10月18日	【大人のワークショップ】サロンde書 講師：書家 大塚 耕志郎氏	4名	市図
10月18日	キッズクラフト「秋のつるし飾り」	7名	市図
10月19日	みんなで楽しむボドゲの日	5名	市図
10月19日	中国の将棋「シャンチー」やってみない？	6名	大公

○総合体育館（指定管理）

開催日	内 容	参加者数	会場
9月9日～ 10月12日 全4回	社会体育事業「健康・スポーツ相談室」 講師：株式会社activebody	計4名	総体
9月21日	社会体育事業「多賀城市民スポーツ大会 グラウンド・ゴルフ大会」 運営：多賀城市グラウンド・ゴルフ協会	181名	中央公園
9月28日 10月19日	社会体育事業「おとの朝活（ヨガ）」 講師：阿部 喜子氏、川口 茜氏	計39名	STEP
10月7日 14日	社会体育事業「学校体育を克服！運動教室」	計27名	総体
10月13日	社会体育事業「スポーツフェスティバル」	403名	総体
10月13日	社会体育事業「天童市・多賀城市友好都市スポーツ交流」	17名	天童市

9月12日～ 10月17日 (計10回)	地域スポーツ指導者派遣事業 申請団体：いとぐるま、なかっさいカフェ、山王小学校2学年行事、笠神認定こども園親子体操、高崎多賀モリさくらの会、笠の会、多賀城八幡保育所父母の会、東能ヶ田多賀モリ会、高橋北区町内会社会教育部、多賀城市桜木保育所体操教室	計467名	市内
9月9日～ 10月18日 (計13回)	健康長寿課委託事業「健康ストレッチ教室」	計537名	ヘルス 総体 市会 大公 山公

【凡例】

市会：市民会館 中公：中央公民館 山公：山王地区公民館  
 大公：大代地区公民館 市図：市立図書館 総体：総合体育館  
 ヘルス：シルバーヘルスプラザ

令和7年10月29日提出

多賀城市教育委員会  
 教育長 市岡 良庸

報告第4号

令和6年度多賀城市一般会計決算の概要について  
のことについて、別紙のとおり報告する。

令和7年10月29日提出

多賀城市教育委員会

教育長 市岡 良庸

## 令和6年度多賀城市一般会計決算の概要

～令和6年度主要な施策の成果に関する報告書（抜粋）～

## ■歳出(目的別)決算額の状況

(単位:千円、%)

款(目的別)	区分		令和6年度		令和5年度		比較増減	
	決算額	構成比	決算額	構成比	決算額	伸率		
1 議会費	201,368	0.7	182,737	0.6	18,631	10.2		
2 総務費	4,249,107	15.3	4,593,027	16.1	△ 343,920	△ 7.5		
3 民生費	12,024,310	43.2	11,340,690	39.8	683,620	6.0		
4 衛生費	1,642,141	5.9	1,784,401	6.3	△ 142,260	△ 8.0		
5 労働費	46,289	0.2	46,691	0.2	△ 402	△ 0.9		
6 農林水産業費	63,166	0.2	74,486	0.3	△ 11,320	△ 15.2		
7 商工費	434,510	1.6	462,558	1.6	△ 28,048	△ 6.1		
8 土木費	2,278,014	8.2	2,153,516	7.6	124,498	5.8		
9 消防費	1,115,391	4.0	685,047	2.4	430,344	62.8		
10 教育費	3,782,345	13.6	5,091,837	17.9	△ 1,309,492	△ 25.7		
11 災害復旧費	0	0.0	68,992	0.2	△ 68,992	皆減		
12 公債費	1,968,322	7.1	1,993,748	7.0	△ 25,426	△ 1.3		
歳出合計	27,804,963	100.0	28,477,730	100.0	△ 672,767	△ 2.4		

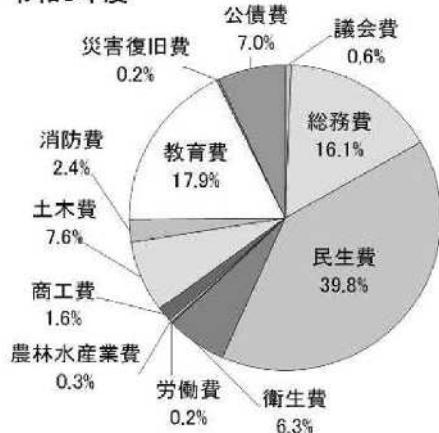
※この表中における個々の構成比の合計は、端数処理のため100%とならない場合があります。

## ■歳出(目的別)決算額構成比

令和6年度



令和5年度



## ■構成割合の主な増減要因

- ・総務費 市庁舎耐震対策等事業 5億4,994万2千円(対前年度 4億8,679万2千円減)
- ・民生費 定額減税補足給付金給付事業 5億2,597万6千円(対前年度 皆増)  
物価高騰対策重点支援給付金給付事業 1億8,684万1千円(対前年度 皆増)
- ・消防費 防災情報管理事業 3億8,532万7千円(対前年度 3億6,784万1千円増)
- ・教育費 特別史跡多賀城跡復元整備事業 6億6,618万7千円(対前年度 3億2,449万5千円増)  
文化センター改修事業 0円(対前年度 11億1,552万9千円皆減)

※このグラフにおける個々の構成比の合計は、端数処理のため100%とならない場合があります。

## 議案第25号

### 学校給食費の改定について

令和7年9月30日付けで、米飯供給を担う公益財団法人宮城県学校給食会より、11月からの玄米供給価格が60kgあたり21,420円から35,000円（税抜）へと大幅に引き上げられるとの報告があり、これに加え、副食（おかず）の食材費も高騰が続いている。

のことから、学校給食費について、下記のとおり改定する。

なお、保護者の皆様に御負担いただく学校給食費の徴収金額については、物価高騰分を公費で負担するため、現行の額とする。

### 記

1 学校給食費（一食単価） 小学校398円（現行367円）  
中学校484円（現行443円）

2 改定時期 令和7年11月1日から

令和7年10月29日提出

多賀城市教育委員会

教育長 市岡 良庸

## 議案第25号関係資料－1

給セ第968号  
令和7年9月30日

多賀城市学校給食センター  
運営審議会会長 殿

多賀城市教育委員会

学校給食費の改定について（諮問）  
このことについて、下記事項に関して貴審議会の意見を求める。

記

1 諒問事項

1 食当たりの学校給食費単価

2 実施時期

令和7年11月1日から

3 諒問理由

令和7年4月に学校給食費の改定を実施いたしましたが、今年度も食材費の物価上昇が続き、とりわけ令和7年11月から主食である米の価格が大幅に上昇することから、今後も栄養価を損なわず、質の高い学校給食を提供するため、学校給食費の単価について諮問いたします。

4 市費等負担額（物価高騰に係る公費負担額）

- (1) 令和4年度（実績） 17,654千円
- (2) 令和5年度（実績） 39,756千円
- (3) 令和6年度（予算） 51,900千円
- (4) 令和7年度（予算） 76,846千円

議案第 26 号

行政コスト計算に基づく受益者負担の適正化に伴う関係規

則の整備に関する規則について

行政コスト計算に基づく受益者負担の適正化に伴う関係規則の整備に  
する規則を次のとおり制定するものとする。

令和 7 年 10 月 29 日提出

多賀城市教育委員会

教育長 市岡 良庸

議案第26号関係資料

議案第 号

行政コスト計算に基づく受益者負担の適正化に伴う関係規

則の整備に関する規則について

行政コスト計算に基づく受益者負担の適正化に伴う関係規則の整備に  
関する規則を次のとおり制定するものとする。

令和7年10月 日提出

多賀城市教育委員会

教育長 市岡 良庸

行政コスト計算に基づく受益者負担の適正化に伴う関係規則の整備に関する規則

(多賀城市公民館管理規則の一部改正)

第1条 多賀城市公民館管理規則（昭和52年多賀城市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同項第6号とし、同号の前に次の2号を加える。

(4) 市内に所在し、かつ、市内において障害福祉に係る活動を行う団体が障害者が参加する障害福祉の向上を目的とした活動等に使用するとき 5割

(5) 市内に所在し、かつ、市内において障害福祉サービス事業を営むものが障害者が参加する障害福祉の向上を目的とした活動等に使用するとき 5割

第12条第2項中「同項第2号から第4号まで」を「同項第2号から第6号まで」に改め、同条第4項中「第4号」を「第4号から第6号まで」に改める。

第17条第1項第4号中「前3号」を「前各号」に改め、同号を同項第6号とし、同号の前に次の2号を加える。

(4) 市内に所在し、かつ、市内において障害福祉に係る活動を行う団体が障害者が参加する障害福祉の向上を目的とした活動等に使用するとき 5割

(5) 市内に所在し、かつ、市内において障害福祉サービス事業を営むものが障害者が参加する障害福祉の向上を目的とした活動等に使用するとき 5割

別表第1号の表中

「

「

350円	400円
1,100円	1,300円
350円	400円
350円	400円
950円	1,100円
200円	300円
2,100円	2,500円
3,000円	3,600円
700円	800円
7,500円	9,000円
2,100円	2,500円
3,000円	3,600円

を

に改め、

」

」

別表第2の表中

「

「

200円	200円	300円	300円
200円	200円	300円	300円

200円	200円
350円	350円
200円	200円
350円	350円
400円	800円
200円	300円
350円	350円
150円	150円
200円	200円
350円	350円
200円	200円

を

300円	300円
400円	400円
300円	300円
400円	400円
450円	950円
300円	350円
400円	400円
200円	200円
300円	300円
400円	400円
300円	300円

に改める。

350円	350円
200円	200円
350円	350円
200円	200円
200円	200円

400円	400円
300円	300円
400円	400円
300円	300円
300円	300円

」

」

(多賀城市民会館条例施行規則の一部改正)

第2条 多賀城市民会館条例施行規則（昭和62年多賀城市教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項第7号を同項第9号とし、同号の前に次の2号を加える。

(7) 市内に所在し、かつ、市内において障害福祉に係る活動を行う団体が障害者が参加する障害福祉の向上を目的とした活動等に使用するとき 5割

(8) 市内に所在し、かつ、市内において障害福祉サービス事業を営むものが障害者が参加する障害福祉の向上を目的とした活動等に使用するとき 5割

第14条第4項中「、第6号及び第7号」を「及び第6号から第9号まで」に改める。

第19条第1項第7号を同項第9号とし、同号の前に次の2号を加える。

(7) 市内に所在し、かつ、市内において障害福祉に係る活動を行う団体が障害者が参加する障害福祉の向上を目的とした活動等に使用するとき 5割

(8) 市内に所在し、かつ、市内において障害福祉サービス事業を営むものが障害者が参加する障害福祉の向上を目的とした活動等に使用するとき 5割

別表第1の表中

「

6,800円
6,100円
7,300円
1,600円
2,400円
2,400円
800円
200円
400円
400円
350円
350円
350円
200円

「

8,150円
7,300円
8,750円
1,900円
2,850円
2,850円
950円
300円
450円
450円
400円
400円
400円
300円

2,200円
4,500円
1,500円
1,900円
1,900円
750円
200円
350円
200円
700円
800円
800円
1,200円
350円
950円
300円
150円
150円

2,600円
5,400円
1,800円
2,250円
2,250円
900円
300円
400円
300円
800円
950円
950円
1,400円
400円
1,100円
350円
200円
200円

700円
2,600円
2,600円
1,100円
150円
200円
150円
150円
200円
150円
200円
150円
400円
350円
200円
200円
150円
400円
700円
150円
200円
200円

800円
3,100円
3,100円
1,300円
200円
300円
200円
200円
300円
200円
300円
300円
200円
450円
400円
300円
300円
200円
450円
800円
200円
300円
300円

7, 500円
1, 400円
700円
700円
950円
3, 700円
500円
1, 100円
400円
700円
800円
500円
400円
3, 700円
1, 400円
700円
500円
350円
700円
200円
400円
1, 100円

9, 000円
1, 650円
800円
800円
1, 100円
4, 400円
600円
1, 300円
450円
800円
950円
600円
450円
4, 400円
1, 650円
800円
600円
400円
800円
300円
450円
1, 300円

700円
350円
2,100円
350円
350円
1,500円
700円
500円
700円
200円
700円
700円
700円
950円
400円
1,800円
2,400円
3,000円
400円
350円
700円
700円

を

800円
400円
2,500円
400円
400円
1,800円
800円
600円
800円
300円
800円
800円
800円
1,100円
450円
2,150円
2,850円
3,600円
450円
400円
800円
800円

に改める。

400円
400円
400円
3,000円
1,600円
2,100円
1,400円
700円
2,100円
700円
1,200円
400円
200円
200円
800円
950円
800円
950円
350円
200円
150円
200円

450円
450円
450円
3,600円
1,900円
2,500円
1,650円
800円
2,500円
800円
1,400円
450円
300円
300円
950円
1,100円
950円
1,100円
400円
300円
200円
300円

200円
150円
700円
700円
350円
350円
350円
500円
400円
200円
400円
200円
150円
200円
150円
200円
1, 900円
300円
200円
400円
350円
実費

300円
200円
800円
800円
400円
400円
400円
600円
450円
300円
450円
300円
200円
300円
200円
300円
2, 250円
350円
300円
450円
400円
実費

15,400円
7,500円
7,500円
3,000円
1,400円
400円
300円
200円
150円

18,450円
9,000円
9,000円
3,600円
1,650円
450円
350円
300円
200円

」

」

別表第2の表中

「

「

5,400円	3,600円
1,800円	950円
400円	350円
350円	200円
150円	150円
200円	350円
200円	350円

を

6,450円	4,300円
2,150円	1,100円
450円	400円
400円	300円
200円	200円
200円	200円
200円	200円
300円	400円
300円	400円

に改める。

200円	350円
------	------

」

300円	400円
------	------

」

(多賀城市体育施設条例施行規則の一部改正)

第3条 多賀城市体育施設条例施行規則（平成17年多賀城市教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項本文中「利用料金（専用利用する場合の利用料金に限る。）」を「専用利用する場合の利用料金」に改め、後段として次のように加える。

この場合において、免除する額に10円未満の端数が生じたときは、その端数は、切り捨てる。

第8条第1項に次の2号を加える。

(6) 市内に所在し、かつ、市内において障害福祉に係る活動を行う団体が障害者が参加する障害福祉の向上を目的とした活動等に使用する場合 5割

(7) 市内に所在し、かつ、市内において障害福祉サービス事業を営むものが障害者が参加する障害福祉の向上を目的とした活動等に使用する場合 5割

第8条第3項を同条第4項とし、同項の次に次の1項を加える。

5 第2項第1号から第3号までの規定により利用料金の減免を受けようとする者は、減免の要件に該当することを証するものを提示しなければならない。

第8条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同項の前に次の1項を加える。

2 条例第13条の規定により個人利用する場合の利用料金の全部又は一部を免除することができる場合は、次の各号に掲げる場合とし、減免率は、それぞれ当該各号に定めるところによる。この場合において、免除する額に10円未満の端数が生じたときは、その端数は、切り捨てる。

- (1) 市内に在住する満18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある者が利用する場合 10割
- (2) 市内に在住する65歳以上の者が利用する場合 5割
- (3) 市内に在住する身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者手帳を保持する者が利用する場合 5割
- (4) 前号に規定する者を介助し、又は同者に付き添う者（1人までに限る。）が利用する場合 5割

別表の表中

「

7,500円	7,500円
4,500円	4,500円
2,200円	2,200円
500円	500円
200円	200円
350円	350円

を

9,000円	9,000円
5,400円	5,400円
2,600円	2,600円
600円	600円
300円	300円
400円	400円

」

に改める。

」

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の多賀城市公民館管理規則別表第1及び別表第2並びに第2条の規定による改正後の多賀城市民会館条例施行規則別表第1及び別表第2の規定は、施行日以後の許可に係る使用料について適用し、施行日前までの許可に係る使用料については、なお従前の例による。

3 第3条の規定による改正後の多賀城市体育施設条例施行規則別表の規定は、施行日以後の許可に係る利用料について適用し、施行日前までの許可に係る利用料については、なお従前の例による。

第1条の規定による改正（多賀城市公民館管理規則の一部改正）

新	旧
多賀城市公民館管理規則 昭和52年3月25日 多教委規則第2号	多賀城市公民館管理規則 昭和52年3月25日 多教委規則第2号
第1条～第11条 略 (使用料の減免)	第1条～第11条 略 (使用料の減免)
第12条 条例第9条に規定する特別の理由は、次の各号に掲げるとおりとし、免除する額は、使用料(使用料に設備器具使用料等が含まれている場合は、当該設備器具使用料等を除く。)に当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、免除する額に10円未満の端数が生じたときは、その端数は、切り捨てる。 (1)～(3) 略 <u>(4) 市内に所在し、かつ、市内において障害福祉に係る活動を行う団体が障害者が参加する障害福祉の向上を目的とした活動等に使用するとき 5割</u> <u>(5) 市内に所在し、かつ、市内において障害福祉サービス事業を営むものが障害者が参加する障害福祉の向上を目的とした活動等に使用するとき 5割</u> (6) <u>前各号に掲げる場合のほか、教育長が特に認める行事に使用するとき 5割</u>	第12条 条例第9条に規定する特別の理由は、次の各号に掲げるとおりとし、免除する額は、使用料(使用料に設備器具使用料等が含まれている場合は、当該設備器具使用料等を除く。)に当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、免除する額に10円未満の端数が生じたときは、その端数は、切り捨てる。 (1)～(3) 略 <u>(4) 前3号に掲げる場合のほか、教育長が特に認める行事に使用するとき 5割</u> 2 <u>前項の規定にかかわらず、同項第2号から第6号までに規定する行事又は事業の実施に際し入場料又はこれに類するものを徴収する場合は、使用料の免除は行わない。</u> 3 略 4 <u>第1項第2号及び第4号から第6号までの規定により使用料の免除を受けようとする者は、使用料減免申請書(様式第4号)を使用許可申請書に添えて提出しなければならない。</u>
第13条～第16条 略 (利用料金の減免)	第13条～第16条 略 (利用料金の減免)

第17条 条例第13条第5項の規定により指定管理者が利用料金を免除することができるのは、次に掲げる場合に該当すると認めるときとする。

(1)～(3) 略

(4) 市内に所在し、かつ、市内において障害福祉に係る活動を行う団体が障害者が参加する障害福祉の向上を目的とした活動等に使用するとき 5割

(5) 市内に所在し、かつ、市内において障害福祉サービス事業を営むものが障害者が参加する障害福祉の向上を目的とした活動等に使用するとき 5割

(6) 前各号に掲げる場合のほか、教育長が特に認める行事に使用するとき

2 略

第18条 略

附則 略

別表第1（第9条関係）

#### 設備器具使用料

品名	単位	金額	略
七宝電気炉	1台	<u>400円</u>	略
16mm映写機（スクリーン付）	1台	<u>1,300円</u>	略
OHP映写機（スクリーン付）	1台	<u>400円</u>	略
ビデオテレビ	1台	<u>400円</u>	略
プロジェクター	1台	<u>1,100円</u>	略
カセット付CDプレーヤー	1台	<u>300円</u>	
拡声装置	1式	<u>2,500円</u>	略
茶道具（茶室）	1式	<u>3,600円</u>	
茶道具（和室）	1式	<u>800円</u>	
陶芸窯	1回	<u>9,000円</u>	略
移動式拡声装置（館外貸出し）	1式	<u>2,500円</u>	略
16mm映写機（館外貸出し）	1式	<u>3,600円</u>	略

別表第2（第9条関係）

第17条 条例第13条第5項の規定により指定管理者が利用料金を免除することができるのは、次に掲げる場合に該当すると認めるときとする。

(1)～(3) 略

(4) 前3号に掲げる場合のほか、教育長が特に認める行事に使用するとき

2 略

第18条 略

附則 略

別表第1（第9条関係）

#### 設備器具使用料

品名	単位	金額	略
七宝電気炉	1台	<u>350円</u>	略
16mm映写機（スクリーン付）	1台	<u>1,100円</u>	略
OHP映写機（スクリーン付）	1台	<u>350円</u>	略
ビデオテレビ	1台	<u>350円</u>	略
プロジェクター	1台	<u>950円</u>	略
カセット付CDプレーヤー	1台	<u>200円</u>	
拡声装置	1式	<u>2,100円</u>	略
茶道具（茶室）	1式	<u>3,000円</u>	
茶道具（和室）	1式	<u>700円</u>	
陶芸窯	1回	<u>7,500円</u>	略
移動式拡声装置（館外貸出し）	1式	<u>2,100円</u>	略
16mm映写機（館外貸出し）	1式	<u>3,000円</u>	略

別表第2（第9条関係）

冷暖房機を使用するときの加算額

区分	冷房使用料 (1時間当たり)	暖房使用料 (1時間当たり)
中央公民館	第1会議室	300円
	第2会議室	300円
	第3会議室	300円
	第4会議室	400円
	第5会議室	300円
	第1和室	300円
	第2和室	300円
	第3和室	300円
	茶室	300円
	料理実習室	400円
	創作室	450円
	児童創作室	300円
	会議室	400円
	体育館（プレイルーム）	200円
山王地区公民館	第1児童室兼創作室	300円
	第2児童室兼創作室	300円
	第1和室	300円
	第2和室	300円
	第3和室	300円
	調理講座室	400円
	第1会議室	300円
	第2会議室	300円
	第3会議室	300円
	講座室	300円
	視聴覚室	400円
	第1和室	300円
	第2和室	300円
	第3和室	300円
大代地区公民	調理室	300円
	第1会議室	400円
	第2会議室	300円

冷暖房機を使用するときの加算額

区分	冷房使用料 (1時間当たり)	暖房使用料 (1時間当たり)
中央公民館	第1会議室	200円
	第2会議室	200円
	第3会議室	200円
	第4会議室	350円
	第5会議室	200円
	第1和室	200円
	第2和室	200円
	第3和室	200円
	茶室	200円
	料理実習室	350円
	創作室	400円
	児童創作室	200円
	会議室	350円
	体育館（プレイルーム）	150円
山王地区公民館	第1児童室兼創作室	200円
	第2児童室兼創作室	200円
	第1和室	200円
	第2和室	200円
	第3和室	200円
	調理講座室	350円
	第1会議室	200円
	第2会議室	200円
	第3会議室	200円
	講座室	200円
	視聴覚室	350円
	第1和室	200円
	第2和室	200円
	第3和室	200円
大代地区公民	調理室	200円
	第1会議室	350円
	第2会議室	200円

館	視聴覚室	300円	300円	館	視聴覚室	200円	200円
備考	略			備考	略		
以下	略			以下	略		

第2条の規定による改正（多賀城市民会館条例施行規則の一部改正）

新	旧
<p>多賀城市民会館条例施行規則 昭和62年3月31日 多教委規則第6号</p> <p>第1条～第13条 略 (使用料の減免)</p> <p>第14条 条例第7条に規定する特別の理由は、次の各号に掲げるとおりとし、免除する額は、使用料(使用料に設備器具使用料等が含まれている場合は、当該設備器具使用料等を除く。)に当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、免除する額に10円未満の端数が生じたときは、その端数は、切り捨てる。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) <u>市内に所在し、かつ、市内において障害福祉に係る活動を行う団体が障害者が参加する障害福祉の向上を目的とした活動等に使用するとき 5割</u></p> <p>(8) <u>市内に所在し、かつ、市内において障害福祉サービス事業を営むものが障害者が参加する障害福祉の向上を目的とした活動等に使用するとき 5割</u></p> <p>(9) 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 第1項第2号、第3号及び第6号から第9号までの規定により使用料の免除を受けるとする者は、使用料減免申請書(様式第4号)を使用許可申請書に添えて提出しなければならない。</p> <p>第15条～第18条 略 (利用料金の減免)</p> <p>第19条 条例第11条第5項の規定により指定管理者が利用料金を免除することができるのは、次に掲げる場合に該当すると認めるときとする。</p>	<p>多賀城市民会館条例施行規則 昭和62年3月31日 多教委規則第6号</p> <p>第1条～第13条 略 (使用料の減免)</p> <p>第14条 条例第7条に規定する特別の理由は、次の各号に掲げるとおりとし、免除する額は、使用料(使用料に設備器具使用料等が含まれている場合は、当該設備器具使用料等を除く。)に当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、免除する額に10円未満の端数が生じたときは、その端数は、切り捨てる。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 第1項第2号、第3号、<u>第6号及び第7号</u>の規定により使用料の免除を受けるとする者は、使用料減免申請書(様式第4号)を使用許可申請書に添えて提出しなければならない。</p> <p>第15条～第18条 略 (利用料金の減免)</p> <p>第19条 条例第11条第5項の規定により指定管理者が利用料金を免除することができるのは、次に掲げる場合に該当すると認めるべきとする。</p>

(1)～(6) 略

(7) 市内に所在し、かつ、市内において障害福祉に係る活動を行う団体が障害者が参加する障害福祉の向上を目的とした活動等に使用するとき 5割

(8) 市内に所在し、かつ、市内において障害福祉サービス事業を営むものが障害者が参加する障害福祉の向上を目的とした活動等に使用するとき 5割

(9) 略

2 略

第20条・第21条 略

附則 略

別表第1（第11条関係）

#### 設備器具使用料

区分	品名		単位	金額	略
舞台設備器具	大ホー	オーケストラピット	1式	8,150円	
	ル	残響可変装置	1式	7,300円	
	大ホー	音響反射板	1式	8,750円	
	ル	可動プロセニアム装置	1式	1,900円	
	大ホー	松羽目	1式	2,850円	
	ル	竹羽目	1式	2,850円	
	大ホー	演台（3点セット）	1式	950円	
	ル	指揮者台	1台	300円	
	大ホー	地がすり	1枚	450円	
	ル	紗幕	1枚	450円	
	大ホー	浅黄幕	1組	400円	
	ル	紅白幕	1組	400円	
	大ホー	振り竹	1式	400円	
	ル	国旗、市旗	1枚	300円	
小ホー	音響反射板	1式	2,600円		
	前舞台迫り	1式	5,400円		
	可動椅子装置	1式	1,800円		
	松羽目	1式	2,250円		

(1)～(6) 略

(7) 略

2 略

第20条・第21条 略

附則 略

別表第1（第11条関係）

#### 設備器具使用料

区分	品名		単位	金額	略
舞台設備器具	大ホー	オーケストラピット	1式	6,800円	
	ル	残響可変装置	1式	6,100円	
	大ホー	音響反射板	1式	7,300円	
	ル	可動プロセニアム装置	1式	1,600円	
	大ホー	松羽目	1式	2,400円	
	ル	竹羽目	1式	2,400円	
	大ホー	演台（3点セット）	1式	800円	
	ル	指揮者台	1台	200円	
	大ホー	地がすり	1枚	400円	
	ル	紗幕	1枚	400円	
	大ホー	浅黄幕	1組	350円	
	ル	紅白幕	1組	350円	
	大ホー	振り竹	1式	350円	
	ル	国旗、市旗	1枚	200円	
小ホー	音響反射板	1式	2,200円		
	前舞台迫り	1式	4,500円		
	可動椅子装置	1式	1,500円		
	松羽目	1式	1,900円		

竹羽目	1式	2,250円
演台（3点セット）	1式	900円
指揮者台	1台	300円
地がすり	1枚	400円
紗幕	1枚	400円
浅黄幕	1組	400円
紅白幕	1組	400円
振り竹	1式	400円
国旗、市旗	1枚	300円
所作台	1台	800円
花道用所作台	1台	950円
花道用所作台（変型）	1台	950円
化粧	1式	1,400円
開丁場	1台	400円
仮設鳥屋囲（揚幕共）	1式	1,100円
平台	1台	350円
開き足	1脚	200円
箱足	1個	200円
ひな段けこみ	1式	800円
金びょうぶ	1双	3,100円
銀びょうぶ	1双	3,100円
大太鼓（台座、バチ付）	1式	1,300円
人形立	1本	200円
指揮者用譜面台	1台	300円
奏者用譜面台	1台	200円
譜面灯	1灯	200円
コントラバス用椅子	1脚	300円
めくり台	1台	200円
緋毛せん（大）	1枚	300円
緋毛せん（小）	1枚	200円
司会者用台	1台	450円
上敷ござ	1枚	400円
長座布団	1枚	300円
高座用座布団	1枚	300円
ロンリューム	1枚	200円
レーザーポインター	1台	450円
移動タワー	1台	800円

竹羽目	1式	1,900円
演台（3点セット）	1式	750円
指揮者台	1台	200円
地がすり	1枚	350円
紗幕	1枚	350円
浅黄幕	1組	350円
紅白幕	1組	350円
振り竹	1式	350円
国旗、市旗	1枚	200円
所作台	1台	700円
花道用所作台	1台	800円
花道用所作台（変型）	1台	800円
化粧	1式	1,200円
開丁場	1台	350円
仮設鳥屋囲（揚幕共）	1式	950円
平台	1台	300円
開き足	1脚	150円
箱足	1個	150円
ひな段けこみ	1式	700円
金びょうぶ	1双	2,600円
銀びょうぶ	1双	2,600円
大太鼓（台座、バチ付）	1式	1,100円
人形立	1本	150円
指揮者用譜面台	1台	200円
奏者用譜面台	1台	150円
譜面灯	1灯	150円
コントラバス用椅子	1脚	200円
めくり台	1台	150円
緋毛せん（大）	1枚	200円
緋毛せん（小）	1枚	150円
司会者用台	1台	400円
上敷ござ	1枚	350円
長座布団	1枚	200円
高座用座布団	1枚	200円
ロンリューム	1枚	150円
レーザーポインター	1台	400円
移動タワー	1台	700円

映写設備器具	折りたたみ椅子	1脚	200円			折りたたみ椅子	1脚	150円
	机（長机）	1台	300円			机（長机）	1台	200円
	表彰盆	1枚	300円			表彰盆	1枚	200円
	大ホルダ付プロジェクター	1台	9,000円			大ホルダ付プロジェクター	1台	7,500円
	スクリーン	1台	1,650円			スクリーン	1台	1,400円
	小ホルダスクリーン	1台	800円			小ホルダスクリーン	1台	700円
	モニター	1台	800円			モニター	1台	700円
	プロジェクター	1台	1,100円			プロジェクター	1台	950円
	大ホルダ拡声装置	1式	4,400円			大ホルダ拡声装置	1式	3,700円
	ディレクションマイク	1台	600円			ディレクションマイク	1台	500円
音響設備器具	コライザ					コライザ		
	デジタルエコー	1台	1,300円			デジタルエコー	1台	1,100円
	リバーブ	1台	450円			リバーブ	1台	400円
	CDプレーヤー	1台	800円			CDプレーヤー	1台	700円
	レコードプレーヤー	1台	950円			レコードプレーヤー	1台	800円
	一卓					一卓		
	ポータブルテープ	1台	600円			ポータブルテープ	1台	500円
	レコーダー					レコーダー		
	フォールドバック	1台	450円			フォールドバック	1台	400円
	スピーカー					スピーカー		
	三点吊りマイク装	1式	4,400円			三点吊りマイク装	1式	3,700円
	置					置		
	ポータブルミキサー	1台	1,650円			ポータブルミキサー	1台	1,400円
	マイクロホン（コンデンサー）	1本	800円			マイクロホン（コンデンサー）	1本	700円
	マイクロホン（ダイナミック）	1本	600円			マイクロホン（ダイナミック）	1本	500円
	マイクロホン（リボン）	1本	400円			マイクロホン（リボン）	1本	350円
	ワイヤレスマイクロホン	1本	800円			ワイヤレスマイクロホン	1本	700円
	マイクスタンド	1本	300円			マイクスタンド	1本	200円

		移動型モニタースピーカー	1台	450円			移動型モニタースピーカー	1台	400円		
		エレベーターマイク装置	1本	1,300円			エレベーターマイク装置	1本	1,100円		
		カセットテープデッキ	1台	800円			カセットテープデッキ	1台	700円		
		マルチボックス	1式	400円			マルチボックス	1式	350円		
小 ホ ー ル	拡声装置	1式	2,500円			小 ホ ー ル	拡声装置	1式	2,100円		
	リバーブ	1台	400円				リバーブ	1台	350円		
	フォールドバックスピーカー	1台	400円				フォールドバックスピーカー	1台	350円		
	三点吊りマイク装置	1式	1,800円				三点吊りマイク装置	1式	1,500円		
	マイクロホン(コンデンサー)	1本	800円				マイクロホン(コンデンサー)	1本	700円		
	マイクロホン(ダイナミック)	1本	600円				マイクロホン(ダイナミック)	1本	500円		
	ワイヤレスマイクロホン	1本	800円				ワイヤレスマイクロホン	1本	700円		
	マイクスタンド	1本	300円				マイクスタンド	1本	200円		
	CDプレーヤー	1台	800円				CDプレーヤー	1台	700円		
	カセットテープデッキ	1台	800円				カセットテープデッキ	1台	700円		
	レコードプレーヤー卓	1台	800円				レコードプレーヤー卓	1台	700円		
照 明 設 備 器 具	大 ホ ー ル	フットライト	1列	1,100円		照 明 設 備 器 具	大 ホ ー ル	フットライト	1列	950円	
	花道フットライト	1列	450円				花道フットライト	1列	400円		
	ロアホリゾントライ	1列	2,150円				ロアホリゾントライ	1列	1,800円		
	トーメンタルスポートライト	1式	2,850円				トーメンタルスポートライト	1式	2,400円		
	天井反射板ライト	1式	3,600円				天井反射板ライト	1式	3,000円		
	プロセニアムフライダクト	1列	450円				プロセニアムフライダクト	1列	400円		
	プロセニアムスポットライト	1台	400円				プロセニアムスポットライト	1台	350円		
	第1ボーダーライト	1列	800円				第1ボーダーライト	1列	700円		
	第2ボーダーライト	1列	800円				第2ボーダーライト	1列	700円		

	第1サスペンション フライダクト	1列	<u>450円</u>			第1サスペンション フライダクト	1列	<u>400円</u>	
	第2サスペンション フライダクト	1列	<u>450円</u>			第2サスペンション フライダクト	1列	<u>400円</u>	
	第3サスペンション フライダクト	1列	<u>450円</u>			第3サスペンション フライダクト	1列	<u>400円</u>	
	サスペンションス ポットライト	1列	<u>3,600円</u>			サスペンションス ポットライト	1列	<u>3,000円</u>	
	アッパーホリゾン ライト	1列	<u>1,900円</u>			アッパーホリゾン ライト	1列	<u>1,600円</u>	
	フロントサイドス ポットライト	1式	<u>2,500円</u>			フロントサイドス ポットライト	1式	<u>2,100円</u>	
	シーリングスポット ライト	1式	<u>1,650円</u>			シーリングスポット ライト	1式	<u>1,400円</u>	
	シーリングフォロ ーススポットライト	1式	<u>800円</u>			シーリングフォロ ーススポットライト	1式	<u>700円</u>	
	センターフォロー ピンスポットライト	1台	<u>2,500円</u>			センターフォロー ピンスポットライト	1台	<u>2,100円</u>	
小 ホ ー ル	フットライト	1列	<u>800円</u>			フットライト	1列	<u>700円</u>	
	ロアホリゾントラ イト	1列	<u>1,400円</u>			ロアホリゾントラ イト	1列	<u>1,200円</u>	
	ボーダーライト	1列	<u>450円</u>			ボーダーライト	1列	<u>400円</u>	
	第1サスペンション フライダクト	1列	<u>300円</u>			第1サスペンション フライダクト	1列	<u>200円</u>	
	第2サスペンション フライダクト	1列	<u>300円</u>			第2サスペンション フライダクト	1列	<u>200円</u>	
	サスペンションス ポットライト	1列	<u>950円</u>			サスペンションス ポットライト	1列	<u>800円</u>	
	アッパーホリゾン ライト	1列	<u>1,100円</u>			アッパーホリゾン ライト	1列	<u>950円</u>	
	天井反射板ライト	1式	<u>950円</u>			天井反射板ライト	1式	<u>800円</u>	
	シーリングスポット ライト	1列	<u>1,100円</u>			シーリングスポット ライト	1列	<u>950円</u>	
	フォローピンスポット ライト	1台	<u>400円</u>			フォローピンスポット ライト	1台	<u>350円</u>	
	スポットライト(1Kw)	1台	<u>300円</u>			スポットライト(1Kw)	1台	<u>200円</u>	
	スポットライト(0.5Kw)	1台	<u>200円</u>			スポットライト(0.5Kw)	1台	<u>150円</u>	

w)				
フットスポットライト	1台	300円		
ストリップライト (1.2Kw)	1台	300円		
ストリップライト (0.6Kw)	1台	200円		
プロジェクタースポット	1台	800円		
エフェクトマシーン	1台	800円		
リニアエフェクト	1台	400円		
リップルマシン	1台	400円		
芯なしマシン	1台	400円		
ファイアーマシン	1台	600円		
オーロラマシン	1台	450円		
先玉	1個	300円		
ミラー ボール	1台	450円		
スポットクス	1台	300円		
スタンド	1台	200円		
ハイスタンド	1台	300円		
丸台ベース	1台	200円		
ストロボ	1台	300円		
スピナー	1台	2,250円		
ペーライト	1台	350円		
ミニペーライト	1台	300円		
カッターライト	1台	450円		
ACライト	1組	400円		
カラーフィルター	1枚	実費		
樂器設備器具	ピアノ (スタンウェイ)	1台	18,450円	
	ピアノ (カワイグラン ドEX)	1台	9,000円	
	ピアノ (ヤマハグラン ドCFⅢ)	1台	9,000円	
	ピアノ (カワイグラン ドRX-A)	1台	3,600円	
	ピアノ (ヤマハグラン ドC3A)	1台	1,650円	
	ピアノ (ヤマハアップ ライトU10A)	1台	450円	
w)				
フットスポットライト	1台	200円		
ストリップライト (1.2Kw)	1台	200円		
ストリップライト (0.6Kw)	1台	150円		
プロジェクタースポット	1台	700円		
エフェクトマシーン	1台	700円		
リニアエフェクト	1台	350円		
リップルマシン	1台	350円		
芯なしマシン	1台	350円		
ファイアーマシン	1台	500円		
オーロラマシン	1台	400円		
先玉	1個	200円		
ミラー ボール	1台	400円		
スポットクス	1台	200円		
スタンド	1台	150円		
ハイスタンド	1台	200円		
丸台ベース	1台	150円		
ストロボ	1台	200円		
スピナー	1台	1,900円		
ペーライト	1台	300円		
ミニペーライト	1台	200円		
カッターライト	1台	400円		
ACライト	1組	350円		
カラーフィルター	1枚	実費		
樂器設備器具	ピアノ (スタンウェイ)	1台	15,400円	
	ピアノ (カワイグラン ドEX)	1台	7,500円	
	ピアノ (ヤマハグラン ドCFⅢ)	1台	7,500円	
	ピアノ (カワイグラン ドRX-A)	1台	3,000円	
	ピアノ (ヤマハグラン ドC3A)	1台	1,400円	
	ピアノ (ヤマハアップ ライトU10A)	1台	400円	

そ の 他 の 設 備	展示パネル（自立型） 机（長机） 椅子（折りたたみ椅子） 消耗品費 特殊電源装置 持込設備	1枚 1台 1脚 1品 1Kw 1Kw	350円 <u>300円</u> <u>200円</u> 実費 実費 実費	略
----------------------------	--	------------------------------------	--	---

備考 略

別表第2（第11条関係）

冷暖房機を使用するときの加算額

区分	冷房（1時間当たり）	暖房（1時間当たり）
大ホール	<u>6,450円</u>	<u>4,300円</u>
小ホール	<u>2,150円</u>	<u>1,100円</u>
展示室	<u>450円</u>	<u>400円</u>
リハーサル室	<u>400円</u>	<u>300円</u>
第1楽屋	<u>200円</u>	<u>200円</u>
第2楽屋	<u>200円</u>	<u>200円</u>
第3楽屋	<u>200円</u>	<u>200円</u>
第4楽屋	<u>200円</u>	<u>200円</u>
第1練習室	<u>300円</u>	<u>400円</u>
第2練習室	<u>300円</u>	<u>400円</u>
第3練習室	<u>300円</u>	<u>400円</u>

備考 略

以下 略

そ の 他 の 設 備	展示パネル（自立型） 机（長机） 椅子（折りたたみ椅子） 消耗品費 特殊電源装置 持込設備	1枚 1台 1脚 1品 1Kw 1Kw	300円 <u>200円</u> <u>150円</u> 実費 実費 実費	略
----------------------------	--	------------------------------------	--	---

備考 略

別表第2（第11条関係）

冷暖房機を使用するときの加算額

区分	冷房（1時間当たり）	暖房（1時間当たり）
大ホール	<u>5,400円</u>	<u>3,600円</u>
小ホール	<u>1,800円</u>	<u>950円</u>
展示室	<u>400円</u>	<u>350円</u>
リハーサル室	<u>350円</u>	<u>200円</u>
第1楽屋	<u>150円</u>	<u>150円</u>
第2楽屋	<u>150円</u>	<u>150円</u>
第3楽屋	<u>150円</u>	<u>150円</u>
第4楽屋	<u>150円</u>	<u>150円</u>
第1練習室	<u>200円</u>	<u>350円</u>
第2練習室	<u>200円</u>	<u>350円</u>
第3練習室	<u>200円</u>	<u>350円</u>

備考 略

以下 略

第3条の規定による改正（多賀城市体育施設条例施行規則の一部改正）

新	旧
多賀城市体育施設条例施行規則 平成17年3月7日 多教委規則第6号	多賀城市体育施設条例施行規則 平成17年3月7日 多教委規則第6号
第1条～第7条 略 (利用料金の減免)	第1条～第7条 略 (利用料金の減免)
第8条 条例第13条の規定により <u>専用利用する場合の利用料金</u> の全部又は一部を免除することができる場合は、次の各号に掲げる場合とし、減免率は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 <u>この場合において、免除する額に10円未満の端数が生じたときは、その端数は、切り捨てる。</u> (1)～(5) 略 <u>(6) 市内に所在し、かつ、市内において障害福祉に係る活動を行う団体が障害者が参加する障害福祉の向上を目的とした活動等に使用する場合 5割</u> <u>(7) 市内に所在し、かつ、市内において障害福祉サービス事業を営むものが障害者が参加する障害福祉の向上を目的とした活動等に使用する場合 5割</u>	第8条 条例第13条の規定により <u>利用料金（専用利用する場合の利用料金に限る。）</u> の全部又は一部を免除することができる場合は、次の各号に掲げる場合とし、減免率は、それぞれ当該各号に定めるところによる。  (1)～(5) 略
2 条例第13条の規定により個人利用する場合の利用料金の全部又は一部を免除することができる場合は、次の各号に掲げる場合とし、減免率は、それぞれ当該各号に定めるところによる。この場合において、免除する額に10円未満の端数が生じたときは、その端数は、切り捨てる。 (1) <u>市内に在住する満18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある者が利用する場合 10割</u> (2) <u>市内に在住する65歳以上の者が利用する場合 5割</u> (3) <u>市内に在住する身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者手帳を保持する者が</u>	

利用する場合 5割

(4) 前号に規定する者を介助し、又は同者に付き添う者（1人までに限る。）が利用する場合 5割

3 第1項の規定にかかわらず、多賀城市総合体育館の設備器具及び照明並びに多賀城市市民テニスコートの夜間照明灯に係る利用料金並びに冷暖房料については、減免の適用を除外するものとする。

4 略

5 第2項第1号から第3号までの規定により利用料金の減免を受けようとする者は、減免の要件に該当することを証するものを提示しなければならない。

第9条・第10条 略

附則 略

別表（第5条関係）

冷暖房料

区分		冷房 (1時間につき)	暖房 (1時間につき)
多賀城市総合体育館	大体育室	9,000円	9,000円
	小体育室	5,400円	5,400円
	柔道場又は剣道場	2,600円	2,600円
	集会室	600円	600円
	和室	300円	300円
多賀城市市民プール	会議室	400円	400円

備考 冷房又は暖房する時間に1時間未満の端数があるときは、1時間に切り上げる。

様式 略

2 前項の規定にかかわらず、多賀城市総合体育館の設備器具及び照明並びに多賀城市市民テニスコートの夜間照明灯に係る利用料金並びに冷暖房料については、減免の適用を除外するものとする。

3 略

第9条・第10条 略

附則 略

別表（第5条関係）

冷暖房料

区分		冷房 (1時間につき)	暖房 (1時間につき)
多賀城市総合体育館	大体育室	7,500円	7,500円
	小体育室	4,500円	4,500円
	柔道場又は剣道場	2,200円	2,200円
	集会室	500円	500円
	和室	200円	200円
多賀城市市民プール	会議室	350円	350円

備考 冷房又は暖房する時間に1時間未満の端数があるときは、1時間に切り上げる。

様式 略



議案第27号

多賀城市教育委員会の権限に属する事務の事務委任に関する規則について

多賀城市教育委員会の権限に属する事務の事務委任に関する規則を次のとおり制定するものとする。

令和7年10月29日提出

多賀城市教育委員会

教育長 市岡 良庸

## 多賀城市教育委員会の権限に属する事務の事務委任に関する規則

### (趣旨)

第1条 この規則は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の7の規定に基づき、教育委員会の権限に属する事務の一部を市長の補助機関である職員に委任することに関し、必要な事項を定めるものとする。

### (委任)

第2条 企画経営部長（多賀城市行政組織規則（平成7年多賀城市規則第26号）第7条第1項に規定する企画経営部の長をいう。）に地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第21条第7号に規定する校舎その他の施設及び教具その他の設備の整備に関するもののうち、スポーツウェルネス施設（同規則別表第2企画経営部企画課の部スポーツウェルネスデザイン室の項に規定するスポーツウェルネス施設をいう。）の整備に関する事務を委任する。

### (報告の徴収等)

第3条 教育委員会は、前条の規定により企画経営部長に委任した事務の執行について必要があると認めたときは、企画経営部長に対して報告を徴し、又は必要な指示を与えることができる。

2 企画経営部長は、前条に規定する事務のうち特に重要又は異例と認めるものを執行しようとするときは、あらかじめ教育委員会に協議しなければならない。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。



指定管理者の候補者について

多賀城市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年多賀城市条例第9号）第4条第1項の規定により、次のとおり指定管理者の候補者を選定する。

令和7年10月29日提出

多賀城市教育委員会

教育長 市岡 良庸

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

- (1) 多賀城市総合体育館
- (2) 多賀城市市民プール
- (3) 多賀城市市民テニスコート
- (4) 多賀城公園野球場
- (5) 中央公園サッカー場
- (6) 中央公園多目的グラウンドA
- (7) 中央公園多目的グラウンドB

2 指定管理者の候補者となる団体

特定非営利活動法人多賀城市民スポーツクラブ

宮城県多賀城市下馬五丁目9番3号

3 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで

## 多賀城市社会体育施設等の指定管理者の候補者について

### 1 指定管理の概要

#### (1) 指定管理の対象となる施設

- ア 多賀城市総合体育館
- イ 多賀城市市民プール
- ウ 多賀城市市民テニスコート
- エ 多賀城公園野球場
- オ 中央公園サッカー場
- カ 中央公園多目的グラウンドA
- キ 中央公園多目的グラウンドB

#### (2) 指定管理者が行う業務の範囲

- ア 施設の運営に関する業務
- イ 施設及び設備の維持管理に関する業務
- ウ スポーツ行政等への協力に関する業務
- エ スポーツ団体及び指導者の育成に関する業務
- オ 災害時の指定収容避難所の運営支援に関する業務
- カ 対象施設の施設及び設備の維持管理に関する業務
- キ その他の業務

#### (3) 指定管理期間

第6期 令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5年間

#### (4) 指定管理者候補者の概要

名称 特定非営利活動法人多賀城市民スポーツクラブ  
所在地 多賀城市下馬五丁目9番3号  
代表者 理事長 安住 政之  
設立 平成16年4月1日

### 2 指定管理に関する取組経過

年月日	事項	概要
平成17年4月1日から 平成20年3月31日まで	第1期 指定管理者指定	第1期指定管理者 多賀城市民スポーツクラブ 選定方法：非公募
平成20年4月1日から 平成23年3月31日まで	第2期 指定管理者指定	第2期指定管理者 多賀城市民スポーツクラブ 選定方法：非公募
平成23年4月1日から 平成28年3月31日まで	第3期 指定管理者指定	第3期指定管理者 多賀城市民スポーツクラブ 選定方法：非公募

年月日	事項	概要
平成28年4月1日から 令和3年3月31日まで	第4期 指定管理者指定	第4期指定管理者 多賀城市民スポーツクラブ 選定方法：非公募
令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで	第5期 指定管理者指定	第5期指定管理者 多賀城市民スポーツクラブ 選定方法：非公募
令和7年5月30日	指定管理者評価委員会	第5期指定管理者実績説明、質疑等を行い、合格ラインに達していると評価し、及び第6期指定管理者の候補者選定方法及び指定期間について検討
令和7年7月8日	社会教育委員会議	第5期指定管理者評価委員会の結果を報告
令和7年7月10日	スポーツ推進審議会	第5期指定管理者評価委員会の結果を報告
令和7年7月17日	行政経営会議	教育委員会に第6期指定管理者の候補者を非公募により選定することを提案する旨報告し、了承。 指定期間について5年間とすることを決定
令和7年7月23日	教育委員会	第6期指定管理者の候補者を非公募により選定することを決定
令和7年9月1日	指定管理者選定委員会	指定管理者指定申請者（現指定管理者）からの企画提案説明後、質疑・評価を行い、現指定管理者を次期指定管理者候補者として選定
令和7年10月22日	行政経営会議	第6期指定管理者選定委員会の選定結果を報告
令和7年10月24日	社会教育委員会議	第6期指定管理者選定委員会の選定結果を報告

### 3 多賀城市社会体育施設等指定管理者評価委員会の概要

#### (1) 評価委員会の開催日時等

令和7年5月30日（金） 午後2時00分から午後5時00分まで

多賀城市役所3階 第1委員会室

#### (2) 評価委員会の委員

役職	氏名等	区分
委員長	仙台大学体育学部教授 仲野 隆士	学識経験者又は有識者
副委員長	都市産業部長 吉田 学	市職員
委員	桑添 次男	施設利用者代表
委員	齊藤 まゆみ	施設利用者代表
委員	尚絅学院大学芸術・スポーツ部門教授 福井 真司	学識経験者又は有識者
委員	仙台市スポーツ振興事業団理事 堀江 新一郎	学識経験者又は有識者
委員	企画経営部次長 鈴木 孝行	市職員

### (3) 評価対象

ア 名 称 特定非営利活動法人多賀城市民スポーツクラブ  
イ 指定管理期間 令和3年4月1日から令和7年3月31日までの4年間

### (4) 評価委員会の評価方法

#### ア 評価基準

委員ごとに14の審査項目を次の0点から5点までの6段階により評価  
(委員1人あたり70点満点)

点数	基準
5点	特に優秀である／極めて高い能力を有している
4点	優秀である／高度な能力を有している
3点	満足できる／充分な能力を有している
2点	一部物足りなさを感じる／任せられないわけではない
1点	満足できない部分が多い／任せることは不安
0点	全く満足できない／任せることができない

#### イ 総合評価

委員7人の評価の合計が294点(490点の6割)以上となった場合に「合格」とし、さらに合格の場合は、次の3段階で評価

総合得点	評価
392点～490点	合格(優)
343点～391点	合格(良)
294点～342点	合格(可)
0点～293点	不合格(不可)

### (5) 評価委員会の評価結果

指定管理者からの実績報告の説明の後、質疑・評価を行い、次の点数により合格の評価を得た。

総合得点(490点満点中)	評価
346点	合格(良)

※採点表は、次ページ「社会体育施設等指定管理者評価委員会評価基準及び採点表」のとおり

多賀城市社会体育施設等指定管理者評価委員会 評価基準及び採点表

評価項目	評価の視点	A	B	C	D	E	F	G	合計	
施設運営の方針・理念	・総合的な運営方針となっているか ・本市の特性、施設の設置目的、指定管理者制度の目的・効果を踏まえているか ・民間的経営の視点やノウハウを生かしているか	4	4	3	3	5	3	4	26 1	
収支等	・事業の収支は妥当か ・事業計画や執行計画に基づき、適切かつ効率的に執行されているか ・創意工夫等により経費削減に努めているか	3	3	3	3	4	3	3	22 2	
運営体制	組織、職員配置、労務管理、再委託	・組織体制、職員配置、勤務体系は妥当か ・雇用条件、労働条件、労務管理は適切か ・再委託の業務内容、再委託先は妥当か	4	3	3	3	4	3	4	24 3
	職員	・職員の能力、経験等は十分か ・職員教育や研修派遣など、職員の能力向上に努めているか ・職員全員が安定したサービスを提供できるようにしているか	4	3	4	4	4	3	4	26 4
	サービスの維持・向上	・ニーズの把握方法は妥当か ・利用者満足度調査や事業評価の結果を業務に生かしているか ・利用者からの要望や提案に対し、適切・柔軟に対応しているか	3	4	3	4	4	3	4	25 5
	法令遵守、情報セキュリティ、個人情報保護、情報公開	・法令遵守、情報セキュリティ、個人情報保護の対策は適切か ・情報公開に努めているか	4	4	3	3	4	3	4	25 6
維持管理	維持管理（施設、設備、備品等）	・維持管理は適切に行われているか ・延命化に努めているか ・利便性の向上に努めているか	3	3	3	4	4	3	3	23 7
	安全対策、危機管理（事故防止、防火、防犯、防災、減災）	・安全対策、危機管理の方針は適切か ・日常の安全対策、準備・訓練は適切か ・緊急時の対応は適切か	4	3	3	3	4	3	3	23 8
施設の貸出し	・施設の貸出は適正に行われているか ・利用者からの相談、問合せに適切に対応しているか ・利用者数、満足度は向上しているか、また、その取組はあるか	4	4	3	3	4	3	4	25 9	
事業運営	スポーツ振興事業	・スポーツ振興事業の企画立案、実施、評価のプロセスと組織体制は妥当か ・施設の特性を生かしているか ・参加者数、満足度は向上しているか、また、その取組はあるか	3	4	4	3	4	4	4	26 10
	地域スポーツの振興	地域のスポーツ人口を拡大するため次のような取組はあるか ・あらゆる年代の参加を促す取組はあるか ・地域スポーツの活性化に寄与しているか	4	4	4	3	4	3	3	25 11
	団体・イベントの支援	・地域のスポーツ振興・拡大の取組、働き掛けはあるか ・地域住民、ボランティア団体等との連携・協力はあるか ・スポーツ協会、スポーツ少年団その他スポーツ団体への支援は妥当か	4	4	4	3	4	3	4	26 12
広報	・スポーツ普及、体育施設等の利用促進、スポーツ振興事業に係る周知・広報は妥当か	3	4	3	3	5	3	4	25 13	
地域連携、地域貢献等	・市の他の公共施設、近隣市町等との連携を密にし、良好な関係を築いているか ・雇用、資材調達、再委託等に係る地域貢献はあるか ・環境保護に配慮があるか	4	4	3	3	4	4	3	25 14	
		総合得点	51	51	46	45	58	44	51	346
		採点率	72.9%	72.9%	65.7%	64.3%	82.9%	62.9%	72.9%	70.6%

●評価視点及び評価点数

評価視点	評価点数
特に優秀である／極めて高い能力を有している	5
優秀である／高度な能力を有している	4
満足できる／充分な能力を有している	3
一部物足りなさを感じる／任せられないわけではない	2
満足できない部分が多い／任せることは不安	1
全く満足できない／任せることができない	0

●指定管理者の評価方法

・満点となる490点（委員一人当たり70点×7人）のうち294点（6割）以上の場合を「合格」とし、「合格」の場合であっても以下のとおり3段階で評価します。

総合得点	評価	評価
392点～490点	合格（優）	
343点～391点	合格（良）	
294点～342点	合格（可）	合格（良）
0点～293点	不合格	

## (6) 評価委員会からの付帯意見

### ア 評価できる点

- (ア) 社会体育事業以外の事業を展開し、それが幅広く行われている。
- (イ) 全職員が職務に関連するスキルアップなどアップデートに努められている。
- (ウ) 新規事業を取り入れている。
- (エ) 固定事業の内容に変化をつけている。
- (オ) 利用者の声は良好
- (カ) スキル、ノウハウを積み重ね、安定的な運営、利用者視点による取組が全ての面において感じられる。
- (キ) 利用者の要望等に対し適切に対応している。
- (ク) 少ない人員で業務を推進している。
- (ケ) 様々なレベル・ニーズに応えうるスクールを設定している点が高く評価できる。
- (コ) 市民スポーツ大会は、子どもから高齢者まで幅広い層が楽しめる大会を企画・運営されていて評価できる。
- (サ) 事業利用者数もアフターコロナの実績が右上がりという事で評価できる。
- (シ) 多賀城創建1300年事業への協力等、市の施策へ貢献している。
- (ス) 本市の特徴を活かした事業を展開している。
- (セ) 1300年事業が終了しても継続的に実施されている。
- (リ) 総合型地域スポーツクラブの利点を生かした活動・運営ができている。
- (タ) ニュースポーツ等も積極的に取り入れていることは好感が持てる。

### イ 今後の課題になると思われる点

- (ア) 多賀城市民のニーズに応じた事業のために必要な情報（アンケート等）が不十分であると思われる。課題が共有できるよう数値や割合（男女別、年齢別）を含めた分析が必要
- (イ) 気温と利用者の安全管理
- (ウ) 小学5・6年生～中学生が参加したくなる事業の展開
- (エ) 活動の量等、実施事項の実績はよく理解できたが、これらの取組を通じた「成果」や「変化をもたらしたこと等」についての情報はあまりなかった。どんな成果を得ようとしているのか、そのための達成手段は適切だったのか、振り返って検証してほしい。つまり、成果と課題をより明確にしていくことが必要だと思う。
- (オ) 少子高齢化時代においては、スポーツの果たす意義、役割は大きいと感じているので、それに対応した取組をより推進してほしい。
- (カ) スポーツ振興事業の種目に偏りがある。多賀城市総合スポーツ大会（武道・球技等を含めた各種スポーツ大会）の企画・立案
- (キ) 障害のある市民の受け入れについて、今の社会では求められているので検討してほしい。
- (ク) ボランティアのマネジメントについて、マッチング・インセンティブ・研修会を実施することでボランティアへの意識が変化し、質の向上につながる。

- (ヶ) 女性スポーツの活性化についても、より積極的に取り組まれることをおすすめする。
- (コ) 時代に合わせた広報手段。特にＳＮＳの活用
- (的带领) 総合型地域スポーツから始まった点からすれば、マンネリ化に陥りやすい点がある。
- (シ) もう少し若い人材（特に男性）を活用して20、30、40代のニーズを受けた運営及び取組を期待する。

## 4 指定管理者候補者の選定方法

### (1) 指定管理者候補者の選定方法

指定管理者候補者の選定に当たっては、公募することを基本とするが、合理的な理由がある場合は、公募によらないことができる。

○多賀城市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（抜粋）

（指定管理者の公募）

第2条 市長又は教育委員会（以下「市長等」という。）は、指定管理者に公の施設の管理を行わせようとするときは、次に掲げる事項を明示し、法人その他の団体（以下「団体」という。）を公募するものとする。ただし、公の施設の機能、性質等を考慮し、合理的な理由があると認めるときは、公募によらないことができる。

（1）～（7） 略

○多賀城市教育委員会公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（抜粋）

（公募によらない選定理由）

第2条 条例第2条ただし書に規定する合理的な理由は、次のとおりとする。

- (1) 専門的又は高度な技術を有する法人その他の団体が客観的に特定されること。
- (2) 地域の人材活用、雇用の創出等地域との連携が相当程度期待できること。
- (3) 現にその管理の委託を行い、又は指定管理者による管理を行っている公の施設にあっては、当該公の施設を管理しているものが引き続き管理を行うことにより、当該公の施設に係る安定した行政サービスの提供及び事業効果が相当程度期待できること。
- (4) 民間事業者のノウハウや技術力を最大限活用するため、公共施設等の設計、建設（製造）及び運営等を包括的に整備させることにより、より効果的で効率的な行政サービスが相当程度期待できること。
- (5) 指定管理者が条例第8条の規定により指定を取り消された場合において、施設の管理上、緊急に指定管理者を指定する必要があること。

## (2) 第6期指定管理候補者の選定について

令和7年7月23日(水)に開催した教育委員会第7回定例会において、多賀城市社会体育施設等の次期指定管理者候補者について、「多賀城市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例」第2条ただし書及び「多賀城市教育委員会公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則」第2条第1号から第3号までの規定により、現指定管理者を次期指定管理者の候補者案として非公募により選定手続を行うことを決定した。

ア 20年間社会体育施設等を管理しており、専門的かつ高度な知識を有していると判断できること。

イ 地元の人材雇用や地域との連携が図られていること。

ウ 現指定管理者が引き続き施設の管理を行うことで、安定した行政サービスの提供及び事業効果が期待できること。

## 5 次期指定管理期間について

### (1) 次期指定管理期間

指定期間については、原則として5年から10年までを標準期間とする。

○多賀城市指定管理者制度運用方針（抜粋）

IV 指定管理者制度運用手順

#### 2 指定期間

指定期間については、原則として5年から10年までを標準期間とします。ただし、近年中に施設の廃止や変更が認められる場合等においては、5年未満とし、また、より効果的で効率的な行政サービスを提供するため、民間事業者のノウハウや技術力を最大限活用し、公共施設等の設計、建設（製造）及び運営等を包括的に整備させようとする場合においては10年を超えた必要な期間を設定可能とします。

### (2) 第6期指定管理期間について

令和7年7月17日(木)に開催した行政経営会議において、多賀城市社会体育施設等の次期指定管理期間について、「多賀城市指定管理者制度運用方針」IV 2の規定により、次期指定管理期間を5年とすることを決定した。

## 6 多賀城市社会体育施設等指定管理者選定委員会の概要

### (1) 選定委員会の開催日時等

令和7年9月1日（月） 午後2時00分から午後4時40分まで  
多賀城市役所3階 第1委員会室

### (2) 評価委員会の委員

役職	氏名等	区分
委員長	宮城大学基盤教育群教授 河西 敏幸	学識経験者又は有識者
副委員長	総務部長 竹谷 敏和	市職員
委員	濫谷 大司	施設利用者代表
委員	小林 眞澄	施設利用者代表
委員	宮城県スポーツ振興課総括課長補佐 猪俣 将	学識経験者又は有識者
委員	上下水道部長 阿部 守	市職員
委員	保健福祉部次長 大河内 克也	市職員

### (3) 評価方法

指定管理者の評価に係る採点方法は、評価委員会の中であらかじめ確認を行った

#### ア 評価基準

委員ごとに14の審査項目を次の0点から5点までの6段階により評価  
(委員1人当たり70点満点)

点数	基準
5点	特に優秀である／極めて高い能力を有している
4点	優秀である／高度な能力を有している
3点	満足できる／充分な能力を有している
2点	一部物足りなさを感じる／任せられないわけではない
1点	満足できない部分が多い／任せることは不安
0点	全く満足できない／任せることができない

#### イ 総合評価

委員7人の評価の合計が294点(490点の6割)以上となった場合に「合格」とし、さらに合格の場合は、次の3段階で評価

総合得点	評価
392点～490点	合格(優)
343点～391点	合格(良)
294点～342点	合格(可)
0点～293点	不合格(不可)

### (4) 評価結果

指定管理者指定林政者からの企画提案の説明の後、質疑・評価を行い、次の点数により合格の評価を得た。

総合得点(490点満点中)	評価
349点	合格(良)

※詳細については、次ページ「社会体育施設等指定管理者選定委員会評価基準  
及び採点表」のとおり

多賀城市社会体育施設等指定管理者選定委員会 評価基準及び採点表

評価項目	評価の視点		A	B	C	D	E	F	G	合計					
施設運営の方針・理念	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合的な運営方針となっているか</li> <li>・本市の特性、施設の設置目的、指定管理者制度の目的・効果を踏まえているか</li> <li>・民間的経営の視点やノウハウが認められるか</li> </ul>		4	4	4	4	4	3	5	28 1					
収支等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業の収支は妥当か</li> <li>・収入増、コスト削減に向けた具体策はあるか、その内容は妥当か</li> <li>・コストパフォーマンスは優れているか</li> </ul>		3	3	3	4	3	2	3	21 2					
運営体制	組織、再委託	<ul style="list-style-type: none"> <li>・組織体制は妥当か</li> <li>・再委託の業務内容、再委託先は妥当か</li> </ul>		4	3	4	4	3	3	4	25 3				
	職員配置、職員育成、労務管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>・職員の能力、経験等は十分か</li> <li>・職員教育や研修派遣など、職員の育成対策は十分か</li> <li>・雇用形態、労働条件、福利厚生等、労務管理は適切か</li> </ul>		4	4	4	4	4	3	4	27 4				
	サービスの維持・向上	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ニーズの把握方法は妥当か</li> <li>・利用者満足度調査や事業評価の結果を業務に生かす方策はあるか</li> <li>・利用者からの要望や提案に対し、適切・柔軟に対応できる体制はあるか</li> </ul>		3	3	4	4	3	3	4	24 5				
	法令遵守、情報セキュリティ、個人情報保護、情報公開	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法令遵守、情報セキュリティ、個人情報保護の対策は適切か</li> <li>・情報公開の対策は適切か</li> </ul>		4	3	3	3	3	3	3	22 6				
維持管理	維持管理（施設、設備、備品等）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・維持管理の方針は適切か</li> <li>・延命化・利便性の向上に向けた具体策はあるか、その内容は妥当か</li> </ul>		3	3	4	3	4	2	4	23 7				
	安全対策、危機管理（事故防止、防火、防犯、防災、減災）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・安全対策、危機管理の方針は適切か</li> <li>・危機管理体制、日常の安全対策、準備・訓練は適切</li> </ul>		3	4	4	4	4	2	4	25 8				
施設の貸出し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用料金の設定方針は妥当か</li> <li>・利用者からの相談、問合せに適切に対応できる体制にあるか</li> <li>・利用促進に向けた具体策はあるか、その内容は妥当か</li> </ul>		3	3	4	4	4	3	4	25 9					
事業運営	スポーツ振興事業の実施方針	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本市及び施設の特性を踏まえた内容か</li> <li>・時代に合ったスポーツ振興事業となっているか</li> </ul>		4	3	4	4	4	3	4	26 10				
	地域スポーツの振興	<ul style="list-style-type: none"> <li>・あらゆる年代・ライフスタイルに合った取組となっているか</li> <li>・地域のスポーツ振興・拡大の取組、働き掛けは妥当か</li> </ul>		3	4	4	4	4	3	4	26 11				
	団体・イベントの支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域住民、ボランティア団体等との連携・協力は妥当か</li> <li>・スポーツ協会、スポーツ少年団その他スポーツ団体への支援は妥当か</li> </ul>		4	4	4	4	4	3	4	27 12				
広報	<ul style="list-style-type: none"> <li>・スポーツ普及、体育施設等の利用促進、スポーツ振興事業に係る周知・広報は妥当か</li> </ul>		3	3	4	3	3	2	4	22 13					
地域連携、地域貢献等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本市近隣市町等の他の公共施設との連携方針は妥当か</li> <li>・雇用、資材調達、再委託等に係る地域貢献はあるか</li> <li>・環境保護に配慮があるか</li> </ul>		5	4	4	4	4	3	4	28 14					
					総合得点	50	48	54	53	51	38	55	349		
					採点率	71.4%	68.6%	77.1%	75.7%	72.9%	54.3%	78.6%	71.2%		

●評価視点及び評価点数

評価視点	評価点数
特に優秀である／極めて高い能力を有している	5
優秀である／高度な能力を有している	4
満足できる／充分な能力を有している	3
一部物足りなさを感じる／任せられないわけではない	2
満足できない部分が多い／任せることは不安	1
全く満足できない／任せることができない	0

●指定管理者の評価方法

・満点となる490点（委員一人当たり70点×7人）のうち294点（6割）以上の場合を「合格」とし、「合格」の場合であっても以下のとおり3段階で評価します。

総合得点	評価	評価
392点～490点	合格（優）	
343点～391点	合格（良）	
294点～342点	合格（可）	合格（良）
0点～293点	不合格	

## (5) 選定委員会からの付帯意見

### ア 評価できる点

- (ア) 新たな施設利用者やスポーツ人口の増加に向けた取組に期待したい。
- (イ) 部活動の地域展開について、資格取得など具体的に事業を進めている。
- (ウ) これまで5期にわたる指定管理者としての実績がある。
- (エ) 3つの多様性（多種目・多世代・多指向）による事業展開がされている。
- (オ) 指導者派遣事業による健康増進、地域活動促進への寄与が期待できる。
- (カ) 新規事業も含めて全体的に積極的に取り組んでいる。
- (キ) 利用者アンケートや他市事例を取り入れ、サービス改善に努めている。
- (ク) トレーニング機器の更新や予約システム改善など利便性向上を図っている。
- (ケ) ニュースポーツや地域資源を活かした柔軟な事業展開を行っている。
- (コ) 学校、町内会等と連携し、地域の人材育成や交流に貢献している。
- (サ) これまでの指定管理業務や総合型地域スポーツクラブでの活動で得たノウハウを基礎として幅広い世代の市民がスポーツに親しみ、スポーツを通じた健康づくりや地域コミュニティの形成につながる事業運営の実施が期待できる。
- (シ) 窓口業務や衛生面も非常に努力していることがうかがえる。
- (ス) 宮城県初、第1号の総合型地域スポーツクラブであり、多賀城市の社会体育施設等の指定管理を担ってきた、これまでの5期21年間の経験と実績がある。

### イ 今後の課題になると思われる点

- (ア) 高齢者に向けた情報発信を検討していただきたい。
- (イ) 少子高齢化、人口減少による各施設利用者数の維持、増進に向けた取組が必要である。
- (ウ) 働く人たちの定着率を良くするためにも給与の面を今後も考慮する必要があると思われる。
- (エ) 個人情報保護規定の更新が必要である。
- (オ) 修繕の優先度や消耗品交換基準等をもう少し具体的に記載してほしい。
- (カ) 危機管理等、市と管理者の責任分担や想定外リスク対応のさらなる明確化が必要である。
- (キ) 広報の効果測定やデジタル弱者への情報提供等に改善の余地がある。
- (ク) 今後ますます少子化の進行や中学校の休日の部活動の廃止に伴い、低年齢者のスポーツ離れが懸念される中で低年齢者の方々がスポーツや運動を楽しめる事業をいかに展開できるかが課題と思われる。
- (ケ) 高齢者をターゲットにした事業等の展開
- (コ) 総合体育館と市民プールについて、中央地区への移転が実現するまでの間の老朽化した現在の施設を市とスポーツクラブが連携して、いかに延命措置を講じるか。

## 7 特定非営利活動法人多賀城市民スポーツクラブの企画提案の概要（抜粋）

### （1）施設運営の方針・理念

クラブ創設以来培ってきた市民との信頼関係や公共施設の指定管理者としての実績と経験を活かし、市民の健康増進に関する業務を行い、スポーツを通じ豊かで活力に満ちた多賀城市の形成のため、スポーツ協会・スポーツ少年団等関係団体の協力を得ながら、スポーツを行政主導領域から市民自主活動領域へ緩やかにシフトチェンジするという「多賀城市型市民スポーツ社会」の実現に取り組んでまいります。

#### ア スポーツ振興事業計画に基づく事業の実施

指定管理者として実施する社会体育事業をはじめとし、クラブの自主事業として展開するプログラムの実施や情報の発信を通じ、スポーツ活動に気軽に取り組める機会、環境を整備し、総合型地域スポーツクラブの特徴である3つの多様性（多種目・多世代・多指向）を持ち、地域住民が主体となり、より多くの人たちがスポーツや運動を楽しめる事業を展開します。

#### イ 体育施設及び有料公園施設の管理運営

施設の安全で快適な環境を確保し、市民の心身の健全な発達と明るく豊かな市民生活の形成に寄与する管理運営を行います。

#### ウ 内部管理に関する制度の見直し

スポーツクラブの持続的発展を支える指導者並びに職員に関する制度、規程を充実し、指導者等の確保、労働条件の改善を行います。

#### エ スポーツの振興、発展に関する政策提言

市内公共施設利活用による新たなスポーツの普及を検討するに当たり、さんみらい多賀城イベントプラザ（S T E P）や新設のスケートボード場と連携し事業展開するなど、指定管理事業者という立場であると共に、スポーツ振興を担うN P O法人として公共施設・財産の利活用の提案を行います。

### （2）収支等

#### ア 第5期（令和3年4月1日から令和7年3月31日まで）実績について

##### （ア）収支等の推移

令和2年に急激に拡大した新型コロナウイルス感染症の影響で、施設利用者数は半減していたものの、令和3年度以降は制限を設けながらもスクール事業等の開催ができ、感染症法上の類型が令和5年5月に2類相当から5類に移行したこと、徐々に回復しています。

併せて利用料収入についても、平成31年の消費税増税に伴う利用料金改定の効果もあり、着実に増加しています。

しかしながら、ロシア・ウクライナ、中東での世界的な軍事衝突により、原油価格が急騰すると共に、ドル高・円安による燃料価格の高騰が重なり、電気料金や重油価格に影響が出ました。

また、施設の老朽化に伴う修繕費が急増しており、指定管理に係る経費は令和3年度から令和6年度までの累計で指定管理予算を500万円以上超過している状況です。

更に、国内全体で最低賃金の引上げが進み、人材の確保と流出防止の観点から、人件費が増加しています。

#### (イ) 適正な財務管理

財務管理については、毎月正味財産増減計算書及び貸借対照表総括表をNPO会計基準に合わせて作成し、正副理事長のほか教育委員会事務局生涯学習課長にオブザーバーとして出席いただき、収支・損益について状況報告しています。

また、「正味財産増減計算書」については、部門別（施設管理事業・社会体育事業・法人事業・その他の受託事業）に作成し、部門毎の収支・損益を明確にしています。

財務状況の開示については、定款の定めに従いホームページによって公開しているほか、宮城県、宮城県スポーツ協会に対しても毎期財務諸表を提出しています。

#### イ 第6期（令和8年4月1日から令和13年3月31日まで）収支計画について

令和8年4月から利用料金の改定・個人利用料の一部減免が予定されており、施設全体での利用料の減収が見込まれます。

利用者数については、多賀城市における人口推移及び少子高齢化の加速により、急激な伸びは見込めないことから、利用者数は対前年度比100%を維持していくことを目標とし、総合体育館、市民プールの移転建替完了時には、新たに利用者数増加策を検討し、目標数値の修正を図っていきます。

また、近年の国際情勢により国内の物価高騰が続いていることや、最低賃金の大幅値上げによる人件費の上昇を勘案し、収支計画については、支出において年度毎約3%の上昇率にて算出しています。

### (3) 運営体制

#### ア 組織・再委託

##### (ア) 組織

クラブは、理事会、専門委員会で構成し、それぞれ定款で定める業務を行っています。

特定非営利活動法人（NPO法人）として、理事長1名、副理事長2名、理事7名及び監事2名で構成しております。

##### (イ) 再委託

施設管理業務の委託については、機械管理、消防設備、清掃等、業務内容ごとに複数事業者による見積書入手の上委託契約するほか、業務内容の見直しにより経費の削減に努めます。

#### イ 職員配置、職員育成、労務管理

##### (ア) 職員配置

事務局職員の配置及び体制は、事務局長1名、総務管理グループ2名、施設管理グループ3名、事業運営グループ6名、短時間勤務職員14名です。

## (イ) 職員育成

働き方改革が進められる中で、雇用形態を増やし柔軟な働き方を実現することで、働きやすい職場づくりに取り組んでいきます。

また、クラブ職員の教育、研修については、それぞれ担当する業務に係る外部研修を通して必要な知識、技能を習得させるとともに、職員全員を対象とした内部研修、外部講師による研修会を実施し、特定非営利活動法人の職員及び公共施設従事者としての心構え、対応の在り方を今後も教育していきます。

## (ウ) 労務管理

### a 労働基準の遵守

就業規則及び給与規程等に基づき、職員の服務、労働条件、その他労務管理に関し各規則等を遵守し、適切な労働環境の維持に努めています。

### b 適正な給与水準の維持等

常勤職員の給与水準については、毎年実施される宮城県労働実態調査の結果を参考にし、適切な水準を維持するとともに、賞与についても段階的に引き上げるよう努めています。

### c 人事考課の活用

昇給、昇格及び賞与の支給率については、人事考課に基づき適正かつ公平に行い、職員の労働意欲の向上を図っていきます。

### d 人員配置の適正化

事務局の定数管理を適正に行うとともに、職員の事務分担を明確にし、事務能率の改善を図るとともに業務の繁閑に合わせた柔軟な対応により、業務運営の効率化を図っていきます。

### e 退職金制度の運用

法人としての雇用条件を向上させるため、退職金の制度を定め、運用しております。原資を職員それぞれが加入する養老保険からの保険金給付を充て、保険料はクラブが負担し、中途退職や死亡退職にも適用可能な仕組みとして継続していきます。

## ウ サービスの維持・向上

施設利用者からの要望、提案、指摘、苦情等を定期的に聞き取り、内容の整理・分類をし、迅速に対応するなど、利用者ニーズを的確に把握し、継続的に施設を利用してもらえるよう環境整備に努めます。

また、短期教室やイベント終了時に必ず参加者アンケートを実施し、その結果を踏まえ、指導者で構成するスポーツ事業委員会等で事業内容の検討を行い、次年度以降の事業計画に活かす取組を継続していくほか、他市町村の取組や事例を参考に、市民が参加しやすい事業並びに利用しやすい施設にします。

## エ 法令遵守、情報セキュリティ、個人情報保護、情報公開

公共施設の指定管理者として、かつ特定非営利活動法人として業務、事業を実施するに当たって、多賀城市体育施設条例、多賀城市都市公園条例、特定非営利活動促進法をはじめとし、指定管理者基本協定書、業務仕様書、年度協定書に定める事項をクラブ職員に周知し、コンプライアンス徹底を図っています。

一方、個人情報の保護については、平成24年10月に策定した個人情報保護規程に基づき、会員情報はじめ個人情報の保護について必要な事項の周知徹底を図っています。特にPC取扱いについては、不正アクセス防止の観点からインターネット回線と繋がるPCをメールの送受信用と、インターネットバンキング専用の2台に限定しセキュリティ管理を徹底しているほか、各自が使用するUSBについて、毎日金庫へ管理監督者が格納する取扱いとしており、情報管理の徹底が図られています。

また、情報公開については、当クラブのホームページ、その他のSNSを活用して幅広く情報発信等に努めています。

#### (4) 維持管理

##### ア 維持管理（施設、設備、備品等）

###### (ア) 方針

施設、設備等の延命化については、中長期施設保全計画を市の施設管理部署と協議しながら策定し、過去の修繕、補修の履歴を管理し、計画的な保守、点検、消耗部品等の交換を行うという予防保全の取組を徹底します。ただし修繕については、多賀城市の体育館・プールの移転建替計画を踏まえ、費用対効果を勘案しながら多賀城市と協議した上で進めてまいります。

###### (イ) 日常管理

施設、設備及び備品の管理については、日常の安全点検をクラブ職員が巡回し、目視により確認を行います。異常や不具合箇所が確認された際は、その具体的な内容を「自主点検チェックシート」に記録し、修繕が完了した場合は、「修繕履歴一覧表」に記載することによりチェック体制を機能してまいります。

具体的な作業としては、自前での調整が可能な場合は即時に対応とともに、専門の再委託先の確認を必要とする場合は、適切な対応をとることで出来る限り利用者に不便をかけないよう努めます。

##### イ 安全対策、危機管理（事故防止、防火、防犯、防災、減災）

各種法律に基づいた点検を実施し、安全対策等に万全を期してまいります。

総合体育館及び市民プールについては、消防法の規定により消防計画を策定し、緊急時のみならず、日常的な予防措置と自主点検、検査方法を確認するとともに、クラブ職員による年2回の消防訓練を行っていきます。

また、普通救命講習会を開催するとともに、AEDについては、点検マニュアルに基づき、定期的に操作訓練を行い、万が一の事態に備えていきます。

緊急時の対応については、一斉メールやラインを活用して情報が全職員に速やかに行き渡る体制を取っていくほか、警察、消防、病院の連絡先等を明記した連絡網を事務室内に掲示し、内容に応じて迅速かつ適切な対応ができるよう配慮します。

また、地震や大雪対応マニュアルを作成し、その都度、職員研修会等で再確認するとともに、大規模な災害の発生に備えます。有事の際は、市職員と連携して対応します。

一方、構内での防犯上の安全対策として、警備会社と防犯ブザーの契約を結び緊急対応いたします。

## (5) 施設の貸出し

### ア トレーニング室有酸素系機器の計画的更新

令和6年度において、トレーニング室利用者は個人使用全体の40%を超えており、特に利用の多い有酸素系機器を令和3年度からは5年計画で更新を行い、機器の保守とトラブル防止に努めております。

今後も機器の計画的更新を継続することにより、利用環境の整備と安全管理に努めています。

### イ 新規利用者への受付・相談体制の充実

初めて利用される方には、団体の詳細を聞き取りし、多賀城市公共施設予約システムに登録することにより、次回からの申請待ち時間を短縮するとともに、過誤・錯誤のない正確な予約申請を目指します。

### ウ 利用促進と平等な利用の確保

令和6年度から多賀城市公共施設予約システムがリニューアルしたことにより、市外からもインターネットで予約が出来るようになりました。その中で総合体育館に関しては、大会等貸館の施設の貸出と個人利用のバランスのとれた利用促進につなげていきたいと考えています。

### エ 満足度向上に係る取組

毎年、利用者アンケート調査を実施し、要望等を聞くことにより、利用者の声をできる限り反映できるよう努めています。

また、普段でも各施設の利用しやすい環境整備及び修繕等は早期に実施することを心掛け、利用者に不便をかけないように努めます。

## (6) 事業運営

クラブ創設以来、培ってきた市民との信頼関係や公共施設の指定管理者としての実績と経験を活かし、市民の健康増進に関する業務を行います。さらに、地域コミュニティの活動促進、豊かで活力に満ちた多賀市の形成のため、関係団体の協力を得ながら、次に掲げる事業を中心にスポーツを通したまちづくりに貢献していきます。

### ア スポーツ振興事業の実施方針

東京オリンピック・パラリンピック大会以降、定番だった競技スポーツからアーバンスポーツに注目が集まるとともに、スポーツの志向は多種多様になってきました。

競技スポーツから派生したスポーツの中には、手法やルール、スペースを縮小し万人に親しみやすい内容に改良されているものもあるため、多様な主体が参加出来るような機会の創出や既存のスポーツが持つ強みを活かし、人が集まり、つながりを感じてもらえるような取組をしていきます。

令和7年度に初開催した「どろんこラグビー」は、多賀城南門西側に位置する文化財用地を会場に、ラグビー経験の有無に関わらずフェアプレーで老若男女大盛會を開催することができたことは成果であり、引き続き開催をしていきたい

と思います。この前例を基に、多賀城市教育委員会と多賀城市的特徴的な景観や文化を生かした事業を検討及び企画していきます。

#### **イ 地域スポーツの振興**

多賀城市が令和6年度に行ったまちづくりアンケートによると、1年間に行った運動・スポーツの回答でもっとも多かったのが「ウォーキング、ランニング」で、時間や場所に捉われずにできる手軽な運動であることが伺えます。

これまでも短期教室やイベント、地域の活動に運動指導者を派遣する事業をおして、運動・レクリエーションの紹介や生活活動の維持・向上ができるような情報を発信してきましたが、さらに自発的活動の促進並びに多賀城市民の健康増進に寄与できるよう取り組んでいきます。

また、学校運動部活動地域展開が各地で進み、本市でも検討協議会が設置され、運動部並びに文化部の活動の在り方について検討されていることから、動向を注視しつつ、多様な経験や交流が出来るような環境づくりを検討していきます。

#### **ウ 団体・イベントの支援**

地域の困りごとや課題解消のため、住民主体で実施するサロンや行事に指導者を派遣し、運動やレクリエーション等で地域コミュニティを盛り上げるお手伝いをしたり、地区対抗のスポーツ大会を開催し、地域のつながりや顔の見える関係をスポーツ交流をとおして構築できるような事業を展開していきます。

地域に根差した住民による、住民のためのスポーツクラブとして培ってきた強みを活かし、長年多賀市のスポーツを推進してきた多賀城市スポーツ協会や多賀城市スポーツ少年団と連携・協力し、「する」「みる」「ささえる」の生涯スポーツを推進していきます。

### **(7) 広報**

地域情報誌「スマイル」に、スクール事業の紹介やスクール会員募集を兼ねた情報を掲載し、延べ50,000部を多賀城市内及び仙塩地区、利府の配達エリアにポスティングにより配布しています。

また、公共施設や病院、多賀城市内金融機関、商業施設等へ情報誌を設置していただき、広報活動を積極的に行ってています。

ホームページでは、事業の募集、施設利用方法、月間予定表、スポーツクラブの概要などを掲載しており、事業の募集や施設の月間予定表は毎月更新することで、最新の情報の提供に努めています。

施設利用者からは、事前に予定を立てやすいと高い評価をいただいております。フェイスブックは、ホームページよりも早く情報を発信できる特性を活かし、定員に達していない事業の告知や活動の様子、施設の利用状況などをタイムリーに発信しております。

発信する内容に応じてホームページ、フェイスブックのほか、YouTubeでの事業動画配信により情報提供に努め、アクセス数も年ごとに増加しており、広報の効果は高まっています。

災害時の避難誘導を目的に、多賀城市によって設置された大型防災 L E D ビジョンの運用が令和 7 年 4 月から開始され、体育施設の P R やイベントの事前告知に活用しており、利用者からも「広告見たよ」などの声をいただいております。

このように、多くの方の目に留まるよう工夫に努めた結果、スポーツ振興事業の周知や体育施設等利用者の増加に繋がっていると考えています。

多賀城市が行った予約システムのリニューアルに合わせ、施設情報の充実・施設利用者へのシステム周知を行い、 I C T に対応した施設利用の促進を図りました。

また、スマートフォンの普及により、ホームページ閲覧・予約について、 P C 中心であったものを、スマートフォンサイズの規格を追加設定し、より利便性を向上すべく、令和 7 年 4 月よりスタートしています。

## (8) 地域連携、地域貢献等

### ア 地域連携

- (ア) 地域連携の取組として、総合体育館に隣接する幼保連携型認定こども園「つむぎ野」が行う避難訓練に、多賀城市をはじめ近隣の町内会、小中学校、高校、企業と共に参加し、大規模災害が発生した際の避難方法等を確認しあうことで、連携を深めています。
- (イ) 指導者派遣事業として、地域の要望に応じて専門性のある指導者を派遣しているほか、地域の困りごとの相談に対するアドバイスや指導者を紹介する等、活動を促進する取組を継続します。
- (ウ) 事業によっては、多くの人手が必要となり、市内の高等学校やスポーツに関連する専門学校にボランティア依頼を行うほか、仙台大学体育学科の学生インターンを毎年受け入れることで人材を確保し、安心・安全な事業運営に努めます。

### イ 地域貢献

- (ア) 職員の市内在住者数については、令和 7 年 8 月 1 日現在、常勤職員・嘱託職員が 12 名中 5 名で、短時間勤務職員は 14 名中 10 名となっております。
- (イ) 資材調達及び業務委託等について、地元多賀城地域に関わりのある業者への発注を継続して優先することで、地域貢献に努めます。
- (ウ) 社会福祉協議会、貞山高校の評議員、青少年健全育成多賀城市民会議の理事を事務局長が務めている他、多賀城市スポーツ協会、多賀城市スポーツ少年団の事務局を担っているなど、多賀城地域社会への貢献を継続します。
- (エ) 宮城県第 1 号の総合型地域スポーツクラブとして、「宮城県総合型地域スポーツクラブ連絡協議会」に参画し、日本スポーツ協会の定める登録・認証制度の登録基準を具備していると認められ、令和 5 年 1 月に予備登録、令和 6 年 4 月に正式に登録クラブとして認定を受けています。

本協議会を通じ、ニュースポーツ体験会等の研修会に参加することで、新たな事業展開に役立てていきます。

### ウ 環境保護

- (ア) 節電や紙の削減に努め、環境への配慮を行います。

(イ) 屋外施設である多賀城公園野球場や中央公園サッカー場、多目的グラウンドについて、指定管理エリアのみならず周辺の清掃など適宜実施している他、各施設に接面する歩道の除雪や清掃・除草を行い、環境保護に努めます。

#### (9) 職員体制

職種	雇用形態	人数
事務局長	常勤職員	1名
事業運営グループ リーダー	常勤職員	1名
事業運営グループ 主任	常勤職員	2名
事業運営グループ	常勤職員	3名
総務管理グループ サブリーダー	常勤職員	1名
総務管理グループ	常勤職員	1名
施設管理グループ サブリーダー	常勤職員	1名
施設管理グループ	常勤職員	2名
施設管理グループ 受付対応他	パート職員	14名
計		26名

#### (10) 指定管理業務に要する指定管理料提示額

(指定管理事業収支計画より)

区分	指定管理料提示額
令和8年度	138,900,000円
令和9年度	143,550,000円
令和10年度	148,780,000円
令和11年度	154,100,000円
令和12年度	159,700,000円
計	745,030,000円

## 8 多賀城市社会体育施設等の指定管理に係る今後のスケジュール

年 月 日	事 項	概 要
令和 7 年 10 月 29 日	教育委員会	第 6 期指定管理者選定委員会の選定結果を報告し、候補者を決定
令和 7 年 10 月 30 日	スポーツ推進審議会	第 6 期指定管理者選定委員会の選定結果を報告
令和 7 年 11 月 21 日	多賀城市議会全員協議会	第 6 期指定管理者指定の取組状況について説明
令和 7 年 12 月	令和 7 年第 4 回多賀城市議会定例会	第 6 期指定管理者の指定 債務負担行為の設定（令和 8 年度～令和 12 年度）
令和 8 年 1 月	指定管理者告示	
令和 8 年 2 月	基本協定書締結	
令和 8 年 3 月	年度協定書締結	
令和 8 年 4 月	第 6 期指定管理期間開始	



議案第29号

指定管理者の候補者について

多賀城市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成16年多賀城市条例第9号）第4条第1項の規定により、次のとおり指定管理者の候補者を選定する。

令和7年10月29日提出

多賀城市教育委員会

教育長 市岡 良庸

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

- (1) 多賀市民会館
- (2) 多賀城市中央公民館
- (3) 多賀城市埋蔵文化財調査センター

2 指定管理者の候補者となる団体

JM共同事業体

代表団体 株式会社JTBコミュニケーションデザイン

東京都港区芝三丁目23番1号

構成団体 三菱電機ビルソリューションズ株式会社

東京都千代田区有楽町一丁目7番1号

3 指定の期間

令和8年4月1日から令和18年3月31日まで

## 多賀城市文化センターの指定管理者の候補者について

### 1 指定管理の概要

#### (1) 指定管理の対象となる施設

多賀城市文化センター

#### (2) 指定管理者が行う業務の範囲（色付き部分）

市民会館	中央公民館	埋蔵文化財調査センター
芸術文化事業の実施	講座、教室等社会教育事業の企画運営業務 【市職員が行う業務】	資料収集、保管、展示、調査研究業務 【市職員が行う業務】
施設、設備の貸出業務 (利用許可)	施設、設備の貸出業務 (利用許可)	—
施設、設備の維持管理	施設、設備の維持管理	施設、設備の維持管理
文化センターの敷地内の建築物、工作物、緑地樹木、庭石、舗装、設備、備品、美術品等の管理、建物内の3施設共通の施設設備の維持管理業務、東側駐車場の管理		

#### (3) 指定管理期間

第4期 令和8年4月1日から令和18年3月31日までの10年間

#### (4) 指定管理者候補者の概要

名 称 JM共同事業体

代表団体 株式会社 JTBコミュニケーションデザイン  
東京都港区芝三丁目23番1号

構成団体 三菱電機ビルソリューションズ株式会社  
東京都千代田区有楽町一丁目7番1号

設 立 平成23年4月1日

### 2 指定管理に関する取組経過

年 月 日	事 項	概 要
平成23年4月1日から 平成28年3月31日まで	第1期 指定管理者指定	第1期指定管理者 JM共同事業体 選定方法：公募
平成28年4月1日から 令和3年3月31日まで	第2期 指定管理者指定	第2期指定管理者 JM共同事業体 選定方法：公募
令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで	第3期 指定管理者指定	第3期指定管理者 JM共同事業体 選定方法：公募

令和7年6月3日	指定管理者評価委員会	第3期指定管理者実績説明、質疑等を行い、合格ラインに達していると評価し、及び第4期指定管理者の候補者選定方法及び指定期間について検討
令和7年7月8日	社会教育委員会議	第3期指定管理者の評価委員会の結果を報告
令和7年7月17日	行政経営会議	教育委員会に第4期指定管理者の候補者を公募により選定することを提案する旨報告し、了承指定期間について10年間とすることを決定
令和7年7月23日	教育委員会	第4期指定管理者の候補者を公募により選定することを決定
令和7年10月10日	指定管理者選定委員会	指定管理者指定申請者（2団体）からの企画提案説明後、質疑・評価を行い、第1候補者、第2候補者を選定
令和7年10月22日	行政経営会議	第4期指定管理者選定委員会の選定結果を報告
令和7年10月24日	社会教育委員会議	第4期指定管理者選定委員会の選定結果を報告

### 3 多賀城市文化センター指定管理者評価委員会の概要

#### (1) 評価委員会の開催日時等

日時 令和7年6月3日（火）午後1時30分から午後5時00分まで

会場 多賀城市役所3階 第1委員会室

#### (2) 評価委員会の委員

役職	氏名等	区分
委員長	宮城教育大学教授 村上 タカシ	学識経験者又は有識者
副委員長	企画経営部長 小野 史典	市職員
委員	菊池 すみ子	施設利用者代表
委員	鈴木 久美子	施設利用者代表
委員	仙南芸術文化センター館長 玉渕 博之	学識経験者又は有識者
委員	宮城県多賀城高等学校教諭 平山 俊幸	学識経験者又は有識者
委員	都市産業部次長 阿部 克敏	市職員

#### (3) 評価対象

ア 名称 JM共同事業体

代表団体 株式会社 JTBコミュニケーションデザイン

構成団体 三菱電機ビルソリューションズ株式会社

イ 指定管理期間 令和3年4月1日から令和7年3月31日までの4年間

#### (4) 評価委員会の評価方法

##### ア 評価基準

委員ごとに14の評価項目を次の0点から5点までの6段階により評価  
(委員一人当たり70点満点)

点 数	基 準
5点	特に優秀である／極めて高い能力を有している
4点	優秀である／高度な能力を有している
3点	満足できる／充分な能力を有している
2点	一部物足りなさを感じる／任せられないわけではない
1点	満足できない部分が多い／任せることは不安
0点	全く満足できない／任せることができない

##### イ 総合評価

委員7人の評価の合計が294点(490点満点の6割)以上となった場合に「合格」とし、さらに合格の場合は、次の3段階で評価

総合得点	評 価
392点～490点	合 格 (優)
343点～391点	合 格 (良)
294点～342点	合 格 (可)
0点～293点	不格合 (不可)

#### (5) 評価委員会の評価結果

指定管理者からの実績報告の説明の後、質疑・評価を行い、次の点数により合格の評価を得た。

総合得点(490点満点中)	評 価
327点	合格 (可)

※採点表は、次ページ「多賀城市文化センター指定管理者評価委員会 評価基準及び採点表」のとおり

## 文化センター指定管理者評価委員会 評価基準及び採点表

評価項目	評価の視点	A	B	C	D	E	F	G	合計	
施設運営の方針・理念	・総合的な運営方針となっているか ・本市の特性、施設の設置目的、指定管理者制度の目的・効果を踏まえているか ・民間的経営の視点やノウハウを生かしているか	4	3	4	4	3	4	3	25 1	
収支等	・事業の収支は妥当か ・事業計画や執行計画に基づき、適かつ効率的に執行されているか ・創意工夫等により経費削減に努めているか	3	3	4	4	2	3	3	22 2	
運営体制	組織、職員配置、労務管理、再委託	・組織体制、職員配置、勤務体系は妥当か ・雇用条件、労働条件、労務管理は適切か ・再委託の業務内容、再委託先は妥当か	3	4	3	3	2	3	4	22 3
	職員	・職員の能力、経験等は十分か ・職員教育や研修派遣など、職員の能力向上に努めているか ・職員全員が安定したサービスを提供できるようにしているか	3	3	3	4	3	3	4	23 4
	サービスの維持・向上	・ニーズの把握方法は妥当か ・利用者満足度調査や事業評価の結果を業務に生かしているか ・利用者からの要望や提案に対し、適切・柔軟に対応しているか	4	3	4	3	2	4	4	24 5
	法令遵守、情報セキュリティ、個人情報保護、情報公開	・法令遵守、情報セキュリティ、個人情報保護の対策は適切か ・情報公開に努めているか	3	3	4	4	3	3	4	24 6
維持管理	維持管理（施設、設備、備品等）	・維持管理は適切に行われているか ・延命化に努めているか ・利便性の向上に努めているか	3	4	4	4	3	3	4	25 7
	安全対策、危機管理（事故防止、防火、防犯、防災、減災）	・安全対策、危機管理の方針は適切か ・日常の対策、準備・訓練は適切か ・緊急時の対応は適切か	4	3	4	4	4	3	4	26 8
施設の貸出し	・施設の貸出は適正に行われているか ・利用者からの相談、問合せに適切に対応しているか ・利用者数、満足度は向上しているか、また、その取組はあるか	3	3	3	3	2	3	3	20 9	
事業運営	芸術文化振興事業（ホール事業）	・ホール事業の運営方針は妥当か ・ジャンル、質、量は十分か ・施設の特性を生かしているか ・入場者数、満足度は向上しているか、また、その取組はあるか ・収支は妥当か	3	3	3	4	2	4	3	22 10
	地域芸術文化の振興	・芸術文化愛好者の底辺拡大、地域への芸術文化浸透を図る次のような取組は十分か ①児童生徒・親子を対象とした芸術文化事業 ②ロビーステージ、出前コンサートなどのホール外事業	4	4	3	4	3	4	3	25 11
	団体・イベントの支援	・芸術文化協会、文化センター利用団体等への支援は妥当か ・市民音楽祭、文化センターまつり、芸術文化祭等への支援は妥当か ・芸術文化発表促進の取組は妥当か	3	3	4	3	4	4	3	24 12
広報	・芸術文化の普及、施設の利用促進、芸術文化振興事業に係る周知・広報は妥当か	3	4	3	4	3	3	3	23 13	
地域連携、地域貢献等	・市の他の公共施設、近隣市町等との連携を密にし、良好な関係を築いているか ・雇用、資材調達、再委託等に係る地域貢献はあるか ・環境保護に配慮があるか	3	3	3	4	3	3	3	22 14	

総合得点	46	46	49	52	39	47	48	327
採点率	65.7%	65.7%	70.0%	74.3%	55.7%	67.1%	68.6%	66.7%

### ●評価視点及び評価点数

評価視点	評価点数
特に優秀である／極めて高い能力を有している	5
優秀である／高度な能力を有している	4
満足できる／充分な能力を有している	3
一部物足りなさを感じる／任せられないわけではない	2
満足できない部分が多い／任せることは不安	1
全く満足できない／任せることができない	0

### ●指定管理者の評価方法

・満点となる490点（委員一人当たり70点×7人）のうち294点（6割）以上の場合を「合格」とし、「合格」の場合であっても以下のとおり3段階で評価します。

総合得点	評価	評価
392点～490点	合格（優）	
343点～391点	合格（良）	
294点～342点	合格（可）	
0点～293点	不合格	合格（可）

## (6) 評価委員会からの付帯意見

### ア 評価できる点

- (ア) 多賀城ならではの魅力を追求する姿が期間内の実績から多く見られた。
- (イ) コロナ禍からの脱却のための取組み
- (ウ) 令和3～6年度は、コロナ禍と大規模改修工事があり、施設運営は非常に困難だったと思う。その間に空調設備や使い勝手の悪かった部分を修繕するなど、今後に生かせる事業を行ったこと。
- (エ) 市民と共に開催した音楽祭や文化センターまつりなどでは、コロナ禍での対応について協議しながら進めるサポートの役を大いに発揮していただいた。
- (オ) 3期を通して、より多様性を感じられる事業等の取組みが認められる。
- (カ) まだまだ伸びしろがあると感じ、より多分野連携を図る事業の取組みに期待が持てる。
- (キ) 多賀城市文化センターでは、文化活動、学習、集会など幅広い用途に活用できるよう、工夫がされており、安全対策や危機管理の方針も整備されている。
- (ク) Wi-Fi環境も整備され、年々使用しやすくなっていると感じる。
- (ケ) かえっこバザールや地域のNPOや団体と連携した、インクルーシブな事業などは評価できる。
- (コ) 子供達、若者たちが参加して楽しめるイベントを作ってくれている。
- (サ) 公演鑑賞の機会を子供達や障がい者の方々に支援の提供をしてくれている。
- (シ) 地域との連携を大事にしながら交流の促進と町づくりに尽力、地域経済への貢献を考えている。
- (ス) 自己評価と事務局のモニタリング評価の点数の差異を分析し、見直すべきを見極め、翌年の運営の改善点として真摯に取り組んでいることは好評価に値する。
- (セ) 無事故・無災害を長年継続してきたことは相当の努力が必要、好評価に値する。

### イ 今後の課題になると思われる点

- (ア) 選ばれる施設の強みをPRすることが必要
- (イ) 人材育成の分野でのビジョンをより明確にしていく必要がある。その意味でもスタッフのカラーをもっと引き出し、新たな取組についても担当課側と連携し、実現に向けられるよう密にコミュニケーションを取ってほしい。
- (ウ) 少子化が進む地域社会で、特に若年層が利用しやすくする工夫が必要であると考える。
- (エ) 施設の独立性がうまくいかどうかが、利用状況を左右すると思う。
- (オ) 小ホールでのイベントがある時には、大ホールとリハーサル室を借用しても、リハーサル室での音出しができないことや、会議室利用がある時には、展示室での音楽活動が制限されてしまうので、この点を改善することで、より利用状況が向上すると考えている。

- (カ) 他の文化施設でも行われているような内容のものが多い。この文化センターならではの特徴を出し、観光事業とも連携し、外国人も立ち寄れる文化施設を目指してもらいたい。
- (キ) 物価高騰や社会情勢の影響による光熱費等の経費見直しへの対応。
- (ク) 現状、アートマネジメントを担う人材の育成が未熟であるが故、芸術家への支援が不足していること、及び芸術作品を一から作っていくといった取組ができていないことに課題を残す。

## 4 指定管理者候補者の選定方法

### (1) 指定管理者候補者の選定方法

指定管理者候補者の選定に当たっては、公募することを基本とするが、合理的な理由がある場合は、公募によらないことができる。

○多賀城市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（抜粋）

（指定管理者の公募）

第2条 市長又は教育委員会（以下「市長等」という。）は、指定管理者に公の施設の管理を行わせようとするときは、次に掲げる事項を明示し、法人その他の団体（以下「団体」という。）を公募するものとする。ただし、公の施設の機能、性質等を考慮し、合理的な理由があると認めるときは、公募によらないことができる。

（1）～（7） 略

○多賀城市教育委員会公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則

（抜粋）

（公募によらない選定理由）

第2条 条例第2条ただし書に規定する合理的な理由は、次のとおりとする。

- (1) 専門的又は高度な技術を有する法人その他の団体が客観的に特定されること。
- (2) 地域の人材活用、雇用の創出等地域との連携が相当程度期待できること。
- (3) 現にその管理の委託を行い、又は指定管理者による管理を行っている公の施設にあっては、当該公の施設を管理しているものが引き続き管理を行うことにより、当該公の施設に係る安定した行政サービスの提供及び事業効果が相当程度期待できること。
- (4) 民間事業者のノウハウや技術力を最大限活用するため、公共施設等の設計、建設（製造）及び運営等を包括的に整備させることにより、より効果的で効率的な行政サービスが相当程度期待できること。
- (5) 指定管理者が条例第8条の規定により指定を取り消された場合において、施設の管理上、緊急に指定管理者を指定する必要があること。

## (2) 第4期指定管理者候補者の選定について

令和7年7月23日（水）に開催した教育委員会第7回定例会において、多賀城市文化センターの次期指定管理者候補者について、「多賀城市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例」第2条本文の規定により、公募により選定手続を行うことを決定した。

ア 現指定管理者について、令和7年6月3日に開催した多賀城市文化センター指定管理者評価委員会において評価を行ったところ、大規模改修工事やコロナ禍など、企画提案当時には想定していなかった苦しい状況の中でも工夫をして事業運営をしたことについては評価できるものの、評価結果は「合計（可）」であったこと。

イ 現指定管理者には伸びしろを感じるが、他にも優れた事業を行う事業者と比較競争させることで新たな期待が持てることから、広く公募することが望ましいと思われる。

## 5 次期指定管理期間について

### (1) 次期指定管理期間

指定期間については、原則として5年から10年までを標準期間とする。

○多賀城市指定管理者制度運用方針（抜粋）

IV 指定管理者制度運用手順

#### 2 指定期間

指定期間については、原則として5年から10年までを標準期間とします。ただし、近年中に施設の廃止や変更が認められる場合等においては、5年末満とし、また、より効果的で効率的な行政サービスを提供するため、民間事業者のノウハウや技術力を最大限活用し、公共施設等の設計、建設（製造）及び運営等を包括的に整備させようとする場合においては10年を超えた必要な期間を設定可能とします。

### (2) 第4期指定管理期間について

令和7年7月17日（木）に開催した行政経営会議において、多賀城市文化センターの次期指定管理期間について、「多賀城市指定管理者制度運用方針」IV 2 の規定により、次期指定管理期間を10年間とすることを決定した。

ア スタッフの人材育成の観点から考えると、指定期間が5年では短く、5年を超える長い期間であることが望ましいと思われること。

イ 大規模改修工事を今後10年以内での実施を想定していることを踏まえ、自主事業の計画を長期的に立案することができ、かつ安定した運営につながる利点があること。

ウ 指定期間が短い場合、民間が持つ能力やノウハウなどの力を発揮できる期間が短期間に限られてしまう。5年を超える期間を指定することで、更なる民間力を発揮することができ、かつ多賀城市を深く理解し、多賀城市的魅力を最大限に発信できる期間がさらに長くなると思われること。

## 6 公募の実施

### (1) 募集要項公表日

令和7年7月29日（火） 市ホームページに掲載

### (2) 説明会

開催日時 令和7年8月5日（火）

会場 多賀城市役所5階 501会議室

参加団体 6事業所

### (3) 申請受付期間

令和7年9月1日（月）から同月10日（水）まで

### (4) 申請団体（受付順）

ア TAGA N e x U S A l l i a n c e (タガ ネクサス アライアンス)

代表団体 アクティオ株式会社

東京都目黒区東山一丁目5番4号 KDX中目黒ビル6階

構成団体 陽光ビルサービス株式会社

宮城県仙台市青葉区上杉二丁目3-7

イ JM共同事業体

代表団体 株式会社 J T B コミュニケーションデザイン

東京都港区芝三丁目23番1号

構成団体 三菱電機ビルソリューションズ株式会社

東京都千代田区有楽町一丁目7番1号

## 7 多賀城市文化センター指定管理者選定委員会の概要

### (1) 選定委員会の開催日時等

日時 令和7年10月10日（金） 午後1時30分から午後5時25分まで

会場 多賀城市役所3階 第1委員会室

### (2) 選定委員会の委員

役職	氏名等	区分
委員長	宮城教育大学教授 小塩 さとみ	学識経験者
副委員長	保健福祉部長 萱場 賢一	市職員
委員	岩井 寛二	施設利用者代表
委員	佐藤 美津子	施設利用者代表
委員	公益財団法人宮城県文化振興財団理事長 阿部 正直	有識者
委員	総務部次長 三浦 崇	市職員
委員	企画経営部市民文化創造課長 佐藤 昌史	市職員

### (3) 評価方法

#### ア 評価基準

委員ごとに 17 の評価項目を次の 0 点から 5 点までの 6 段階により評価  
(委員一人当たり 85 点満点)

点 数	基 準
5 点	特に優秀である／極めて高い能力を有している
4 点	優秀である／高度な能力を有している
3 点	満足できる／充分な能力を有している
2 点	一部物足りなさを感じる／任せられないわけではない
1 点	満足できない部分が多い／任せることは不安
0 点	全く満足できない／任せることができない

#### イ 総合評価

委員 7 人の評価の合計が 357 点 (595 点満点の 6 割) 以上となった場合に「合格」とし、さらに合格の場合は次の 3 段階で評価

総合得点	評価
476 点～595 点	合格 (優)
416 点～475 点	合格 (良)
357 点～415 点	合格 (可)
0 点～356 点	不合格 (不可)

### (4) 評価結果

指定管理者指定申請者からの企画提案の説明の後、質疑・評価を行い、次のとおり決定した。

申請者	総合得点	評価	順位
J M 共同事業体	479 点	合格 (優)	第 1 候補者
TAGA N e x U S A l l i a n c e	408 点	合格 (可)	第 2 候補者

※ 詳細については、次ページ「多賀城市文化センター指定管理者選定委員会 評価基準及び採点表」のとおり。

文化センター指定管理者選定委員会 評価基準及び採点表

審査項目	審査の視点	TAGA Nexus Alliance	JM共同事業体	
(1)管理運営の方針・理念	・総合的な運営方針となっているか ・本市らしさ、本施設の設置目的や特性を踏まえているか ・指定管理者制度の目的や効果を踏まえているか ・民間的経営の視点やノウハウを生かしているか	25	31	1
(2)収支計画	・事業の収支は妥当か、無理はないか ・コストパフォーマンスは優れているか ・収入増、コスト削減に向けた具体策が示されており、その内容は妥当か	22	25	2
(3)運営体制	①組織体制、再委託	・組織体制、職員配置、勤務体系は妥当か ・再委託の業務内容、再委託先は妥当か	23	26
	②人員配置、職員育成、労務管理	・職員の経験、実績資格等は十分か ・職員教育や研修など、職員の育成対策に努めているか ・職員全員が安定したサービスを提供できるようになっているか ・雇用条件、労働条件、福利厚生など、労務管理は適切か	23	29
	③サービスの維持・向上	・ニーズの把握方法は妥当か ・利用者満足度調査や事業評価の結果を業務に生かす方策があるか ・利用者からの要望や提案に対し適切・柔軟に対応できる体制にあるか	25	28
	④法令遵守、情報セキュリティ、個人情報保護、情報公開	・法令遵守、情報セキュリティ、個人情報保護の対策は適切か ・情報公開に努めているか	24	25
(4)施設管理	①維持管理（施設、設備、備品等）	・維持管理の方針は適切か ・施設、設備は網羅されているか ・延命化、利便性の向上に向けた具体策はあるか、その内容は妥当か	24	28
	②安全対策、危機管理（事故防止、防火、防犯、防災、減災）	・安全対策、危機管理の方針は適切か ・危機管理体制、日常の対策、準備・訓練は適切か ・緊急時の対応は適切か	26	27
(5)施設の貸出し	・利用料金の設定方針は妥当か ・利用者からの相談、問合せに適切に対応できる体制にあるか ・利用者を公平・平等に大切にする姿勢はあるか ・利用促進に向けた具体策はあるか、その内容は妥当か	25	30	9
(6)文化芸術の振興	①文化芸術振興事業の実施方針	・本市の魅力を最大限に生かした文化芸術振興を達成できる事業の内容か ・東北随一の文化交流拠点構想の中核施設にふさわしい事業の内容か	24	31
	②良質な文化芸術の提供	・ホール事業を主とした文化芸術事業の実施方針の内容は妥当か ・本市及び本施設の特性を生かしているか ・ジャンル、質、量は十分か	24	28
	③地域文化芸術の振興	・芸術文化愛好者の底辺拡大を図る取組は妥当か ・地域への文化芸術浸透を図る取組は妥当か	23	30
	④芸術文化活動・交流の促進	・芸術文化活動への参加、創造、発表、交流の促進策は妥当か ・団体、イベント等への支援策は妥当か ・インバウンドへの取組に努めているか ・芸術家等の育成への取組に努めているか	24	30
	⑤文化芸術振興事業の実施能力	・民間のノウハウを生かしているか ・事業実施に係る能力、ネットワークは十分か ・ニーズの把握方法は妥当か	25	27
(7)広報	・施設の利用促進、文化芸術振興に係る周知・広報は妥当か ・民間のノウハウを生かしているか	23	26	15
(8)地域連携、地域貢献等	・本市、近隣市町等の他の公共施設との連携方針は妥当か ・雇用、調達、再委託等に係る地域・社会貢献はあるか ・環境保護に配慮があるか	24	28	16
(9)経験・実績	・経験や実績は十分か ・経験や実績を本施設の管理運営に活用できるか	24	30	17

総合得点 (85点満点)	408	479
採点率	68.6%	80.5%

●評価視点及び評価点数

評価視点	評価点数
特に優秀である／極めて高い能力を有している	5
優秀である／高度な能力を有している	4
満足できる／充分な能力を有している	3
一部物足りなさを感じる／任せられないわけではない	2
満足できない部分が多い／任せることは不安	1
全く満足できない／任せることができない	0

●指定管理者の評価方法

・満点となる595点（委員一人当たり85点×7人）のうち357点（6割）以上の場合を「合格」とし、「合格」の場合であっても以下のとおり3段階で評価します。

総合得点	評価	評価
476点～595点	合格（優）	合格（優）
416点～475点	合格（良）	
357点～415点	合格（可）	
0点～356点	不合格	

文化センター指定管理者選定委員会 評価基準及び採点表

団体名 J M 共同事業体

審査項目	審査の視点	A	B	C	D	E	F	G	合計	
(1)管理運営の方針・理念	・総合的な運営方針となっているか ・本市らしさ、本施設の設置目的や特性を踏まえているか ・指定管理者制度の目的や効果を踏まえているか ・民間的経営の視点やノウハウを生かしているか	4	5	5	4	5	4	4	31 1	
(2)収支計画	・事業の収支は妥当か、無理はないか ・コストパフォーマンスは優れているか ・収入増、コスト削減に向けた具体策が示されており、その内容は妥当か	3	3	4	3	4	4	4	25 2	
(3)運営体制	①組織体制、再委託	・組織体制、職員配置、勤務体系は妥当か ・再委託の業務内容、再委託先は妥当か	3	3	5	3	5	3	4	26 3
	②人員配置、職員育成、労務管理	・職員の経験、実績資格等は十分か ・職員教育や研修など、職員の育成対策に努めているか ・職員全員が安定したサービスを提供できるようにしているか ・雇用条件、労働条件、福利厚生など、労務管理は適切か	4	4	4	4	5	4	4	29 4
	③サービスの維持・向上	・ニーズの把握方法は妥当か ・利用者満足度調査や事業評価の結果を業務に生かす方策があるか ・利用者からの要望や提案に対し適切・柔軟に対応できる体制にあるか	4	5	5	3	4	4	3	28 5
	④法令遵守、情報セキュリティ、個人情報保護、情報公開	・法令遵守、情報セキュリティ、個人情報保護の対策は適切か ・情報公開に努めているか	3	3	4	3	5	3	4	25 6
(4)施設管理	①維持管理（施設、設備、備品等）	・維持管理の方針は適切か ・施設、設備は網羅されているか ・延命化、利便性の向上に向けた具体策はあるか、その内容は妥当か	4	3	5	4	5	3	4	28 7
	②安全対策、危機管理（事故防止、防火、防犯、防災、減災）	・安全対策、危機管理の方針は適切か ・危機管理体制、日常の対策、準備・訓練は適切か ・緊急時の対応は適切か	4	3	5	4	4	3	4	27 8
(5)施設の貸出し	・利用料金の設定方針は妥当か ・利用者からの相談、問合せに適切に対応できる体制にあるか ・利用者を公平・平等に大切にする姿勢はあるか ・利用促進に向けた具体策はあるか、その内容は妥当か	4	4	5	4	4	4	5	30 9	
(6)文化芸術の振興	①文化芸術振興事業の実施方針	・本市の魅力を最大限に生かした文化芸術振興を達成できる事業の内容か ・東北随一の文化交流拠点構想の中核施設にふさわしい事業の内容か	4	4	5	4	5	4	5	31 10
	②良質な文化芸術の提供	・ホール事業を中心とした文化芸術事業の実施方針の内容は妥当か ・本市及び本施設の特性を生かしているか ・ジャンル、質、量は十分か	4	3	5	3	5	3	5	28 11
	③地域文化芸術の振興	・芸術文化愛好者の底辺拡大を図る取組は妥当か ・地域への文化芸術浸透を図る取組は妥当か	4	4	4	4	5	4	5	30 12
	④芸術文化活動・交流の促進	・芸術文化活動への参加、創造、発表、交流の促進策は妥当か ・団体、イベント等への支援策は妥当か ・インバウンドへの取組に努めているか ・芸術家等の育成への取組に努めているか	4	4	5	4	5	4	4	30 13
	⑤文化芸術振興事業の実施能力	・民間のノウハウを生かしているか ・事業実施に係る能力、ネットワークは十分か ・ニーズの把握方法は妥当か	3	4	4	4	5	3	4	27 14
(7)広報	・施設の利用促進、文化芸術振興に係る周知・広報は妥当か ・民間のノウハウを生かしているか	3	4	4	3	5	3	4	26 15	
(8)地域連携、地域貢献等	・本市、近隣市町等の他の公共施設との連携方針は妥当か ・雇用、調達、再委託等に係る地域・社会貢献はあるか ・環境保護に配慮があるか	4	4	4	4	4	4	4	28 16	
(9)経験・実績	・経験や実績は十分か ・経験や実績を本施設の管理運営に活用できるか	4	5	5	4	5	3	4	30 17	

総合得点	63	65	78	62	80	60	71	479
採点率	74%	76%	92%	73%	94%	71%	84%	80.5%

●評価視点及び評価点数

評価視点	評価点数
特に優秀である／極めて高い能力を有している	5
優秀である／高度な能力を有している	4
満足できる／充分な能力を有している	3
一部物足りなさを感じる／任せられないわけではない	2
満足できない部分が多い／任せることは不安	1
全く満足できない／任せることができない	0

●指定管理者の評価方法

・満点となる595点（委員一人当たり85点×7人）のうち357点（6割）以上の場合を「合格」とし、「合格」の場合であっても以下とのおり3段階で評価します。

総合得点	評価	評価
476点～595点	合格（優）	合格（優）
416点～475点	合格（良）	
357点～415点	合格（可）	
0点～356点	不合格	

## (5) JM共同事業体に係る選定委員会からの付帯意見

### ア 評価できる点

- (ア) 指定管理 15 年の実績と蓄積された経験を生かした安定した運営が期待できる。
- (イ) これまでの実績と成果から本市が求めている文化芸術振興事業の継続と新たな展開に期待が持てる。
- (ウ) これまでの 15 年間の経験を生かしつつ、新しい目標設定を行っていること。
- (エ) 10 年間の指定管理を生かした計画を立てていること。
- (オ) 指定管理の 10 年の先まで見通した計画であること。
- (カ) 音楽・美術・演劇など、多彩な芸術分野を扱っている計画であること。
- (キ) 街づくりと芸術文化の関係を適切かつ大胆に計画していること。
- (ク) 3 期 15 年の間には、文化センターにおいてはさまざまな事がありましたが、その都度一生懸命取り組んできていたこと。
- (ケ) 文化センターを利用しているものとしてスタッフとの信頼関係においてスムーズに利用することができていること。
- (コ) 15 年間の指定管理を通して、多賀城市の現状と課題、目指す方向性などは概ね理解できていること。
- (サ) 多賀城市的指定管理者であることを意識した具体的な提案が多く感じられること。
- (シ) 今までの実績、経験が今後 10 年間の管理運営に良いと思うこと。
- (ス) サードプレイス含め、社会課題にも対応すべく環境づくりをしていること。
- (セ) 世界を見据えた文化づくり、人財育成を視野に入れて取り組もうとしていること。
- (リ) アートマネジメントを意識して文化づくり、人財育成を進めようとしていること。
- (タ) 多賀城の個性ともなるレジデント・カンパニーという仕組みにより 1300 年で紡がれた市民文化を未来に継承しようとしていること。
- (チ) 現実的な体制・人員配置になっていること
- (ツ) アートマネージャー、レジデント・カンパニーの登用。
- (テ) 多賀城シティフェスティバルの実施。
- (ト) 事業の内容が具体的であること。
- (ナ) 多賀城ならではという提案が多いこと。

### イ 今後の課題になると思われる点

- (ア) 老朽化する施設の適正管理と計画的な維持管理による関連経費の抑制。
- (イ) 大規模な計画が複数あり、すべてを実行するとなると、かなりのマンパワーが必要になると思われること。
- (ウ) 外国人に向けての館内表示物の設置。
- (エ) 今後は多くの外国人が文化センターを利用することも考え、窓口での外国人の雇用を考えてはどうか。
- (オ) 10 年の間にいろいろな周囲環境の変化があると思われる。それに対応できるよ

うな体制を取るよう希望する。

- (カ) 人財育成と文化創造の取組が世界に通じる、挑戦する、そんなカタチとして成果が確かに発出されるよう取り組んでほしい。
- (キ) 関係し、支援しようと考える既存の施設利用団体に対しても、新たな価値の提供や気づきを与えるような、働きがけがあることを期待する。
- (ク) 年次進行による事業の拡充をこなしていくのは大変そう。

## 8 JM共同事業体の企画提案の概要（抜粋）

### (1) 管理運営の方針・理念

#### ア 市の将来像とともに実現するパートナーとしての基本理念

多賀城市は、創建1300年の節目を迎え、今後10年間に市庁舎エントランス棟完成、東北学院大学跡地再開発、市制60周年、政庁復元計画など、大きな変革の時を迎えます。その中で、市の文化振興方針は、多賀城創建1300年記念事業で育まれた市民文化創造のレガシーを、行政主導から市民主体の取り組みへつなげていくことを重視しています。

また、文化振興と観光振興を連携させ、インバウンドを含めた交流人口の拡大と地域活性化を、施策の柱としています。その中において、当施設は東北随一の文化交流拠点、創造拠点として、その実現の基盤であり、その運営者には地域活力の一層の向上を市とともに歩むパートナーとしての位置づけが強く求められていると認識しています。

#### イ 第4期理念

市民とともに歴史と文化をつなぎ未来をはぐくむ。

T A G A J O C U L T U R A L N E X T

—つなぐ、ひろがる、多賀城—

#### ウ 指定管理者に求められる役割

多賀城創建1300年で築いた市民文化創造を未来につなぐ、市の文化振興をともに担うパートナーであること。

#### エ 私たちの4つの挑戦（指定管理10年を最大限活用した重点取組）

##### (ア) 多賀城独自の文化創造

多賀城の歴史を現代の芸術で再構築する舞台芸術の創造、市民が主役となり地域の歴史の語り部・地域文化の表現者となる事業を、市と市民とともに振興します。それにより多賀城でしか生み出せない歴史と文化が循環する独自価値を創造することに挑戦します。

##### (イ) 市民文化を市民が創造する仕組みづくり

みらい創造クルーを継続発展させていく連携、1300年事業のレガシーを継承する事業、アートマネジメント人材・芸術家育成等、市民一人ひとりが文化の担い手となる仕組みづくりを多賀城市と共に醸成していくことに挑戦します。

## (4) 文化と観光が連携した交流人口の拡大

文化センターを、文化と観光が連携した交流人口拠点として、インバウンドを含めた観光受け入れ環境整備、宮城オルレ等観光事業とセンター事業の連携、センターとまちなかを一体に結ぶ地域交流のエリアマネジメントに挑戦します。

### (I) 大規模改修・延命化への専門的関与

大ホール大規模改修工事の効果最大化、今後予定される小ホール改修工事への計画段階から積極的関与します。10年の期間を生かした中長期修繕計画の策定をすることで、延命化・維持管理コスト縮減の具体化に挑戦します。

## (2) 収支計画

### ア 収支計画の基本的な考え方と第3期指定管理期間の成果

収支計画の基本方針を「ムダは省き効率的施設運営バランスを鑑みる」と定め、経営効率化とサービス向上の両輪を実現してきました。

#### (ア) コスト削減の取り組み

- ・高騰する光熱水費の削減に向けて、新電力「JTBでんき」を導入しコスト削減
- ・改修工事による休館中の経費削減

#### (イ) 収入増の取り組み

- ・コロナ禍でも助成金獲得により大型公演を実施し、文化芸術振興に努め収支改善を実現
- ・コロナ・大規模改修で利用減少、営業拡大で新規ホール等利用者を獲得し対策

### イ 第4期10年の収支計画と持続可能な収支構造に向けての提案

第4期指定管理10年という期間は、自主文化事業・サービス・維持管理においては、長期的な展望を描くことができる恵まれた指定管理期間ですが、収支計画策定においては、変動想定が難しい期間です。持続可能な指定管理者制度を経営していくにあたっては、指定管理者が「施設利用料」「事業収入」の経営努力による向上を図った土台の上で、「人件費」「業務費」「光熱水費」の上昇変動をいかにコントロールし、持続可能な収支構造としていくかを、市と指定管理者が同じ目線で協議・構築していく必要があると考えます。

当事業体は、3期15年の運営で蓄積した経営情報から、現実的な収入想定、支出想定をたてることができ、ムリのない削減可能ラインと利用者影響が発生してしまうラインを見極めた収支計画を提案出来る唯一の共同事業体です。

#### (ア) 大規模改修後の利用回復をはかり、2%前後の施設利用料収入増を目指します

コロナ禍・大規模改修工事・利用料改定による利用減を回復することを目的に、第4期運営期間中に年間1,100千円（2%）の利用料収入増を目指します。

#### (イ) 助成金・補助金・協賛金の外部資金導入をはかり、事業収支改善を目指します

文化庁アートキャラバン事業他、宝くじ助成金等の大型助成金等を活用して主催事業の収支幅圧縮にチャレンジしてきました。第4期目も積極的に外部資金導入を図る

とともに、地元企業からの協賛金を募り、良質な文化芸術振興と収支改善を目指します。

#### (ウ) 人件費は宮城県最低賃金等の公的統計をもとに明確な上昇率を算定し提案します

社会情勢による人件費変動を10か年予測することは難しく、提案段階では公的統計をもとに明確な上昇率を算定します。その上で、物価変動は指定管理者リスクのため、社員人件費上昇分の50%を指定管理者が負担します。この上昇率を超える人件費高騰が発生した場合は、不可抗力として指定管理料の協議をし、過度な人件費上昇を抑制します。市と指定管理者が同じ目線で持続可能な収支構造としていく仕組みを提案します。

#### (I) 業務費はコスト抑制を提案します

業務費支出は、法定点検・定期点検等の保守点検再委託業務の支出です。先般の社会情勢による業務費の高騰を避けることはできず、さらに10か年の正確な業務費予測をすることは不可能であるため、提案段階においては、委託事業者と良好な信頼関係を維持し、スケールメリット活用を継続すること、適正インターバル見極めによる効率化、コストレビューの定期実施を行うなど改善することを重視し、急激なコスト上昇を抑制します。

#### (オ) エネルギーマネジメント施策・提案により光熱水費の抑制を目指します

光熱水費は、エネルギー使用適正化による電力基本料金低減と共に新電力を導入し契約料金低減を実現しましたが、使用量単価は世界情勢により大きく変動するため、コントロールする事は不可能であり経営上のリスクになっています。

第4期においては、館稼働率上昇が見込まれ、使用量の戻りが予測されますが、専門技術員による省エネ診断と施策具現化を行い、10年の長期だからこそできるエネルギー マネジメント施策を実施し光熱水費抑制を目指します。

#### (カ) 「ムダは省き効率的施設運営バランスを鑑みる」効率的な販管費縮減計画を提案します

人件費高騰等に見られる経費増加の一方、ムダを削る効率運営を継続して注力します。当事業体各社の運営ノウハウ、15年間の業務実績を活かし、今後も効率的な運営を徹底します。

### (3) 運営体制

#### ア 組織体制、再委託

管理期間3期15年で培ってきた利用者とのコミュニケーション、地域との関わり、プロモーター等事業関係者との実績と信頼関係構築、そして生涯学習課との微細に渡る報告・連絡・相談を経て築いてきた信頼関係、敷地内のすべての設備を把握し管理運営してきました。4期目はさらに運営体制を変革し、第4期重点取組とともに協働する連携パートナーを迎え、専門性に富んだ業務遂行を目指します。

#### イ 人員配置、職員育成、労務管理

#### (ア) 施設を熟知するスタッフによる機動的・機能的な高いサービスレベルを維持します

スタッフは1期目からの人も多く勤務継続しており、経験を重ね専門性の高い様々なスペシャリストを、経験と個々のスキルを踏まえ適材適所に配置しています。

第4期は、指定管理者に求められる役割、当事業体の提案を実現していくため、職員の役割を大きく変革し、「地域コーディネーター」職を新しく設置し、利用者の市民活動・サークル活動を支援する地域連携の役割を担います。

また、「アートマネージャー」職も新しく設置し、市民が主体となって事業を組み立てていく仕組みづくりやみらい創造クルーとの連携等、市民主体の事業推進の中心的役割を担います。

#### (1) 地域雇用・高齢者・障害者等雇用に関する方針

地域雇用について、代表企業及び構成企業では、正規社員3名、パートタイム社員5名を採用しています。また、常勤再委託先職員では計6名を雇用し、地域雇用を優先した採用を行っています。

#### ウ サービスの維持・向上

「参加者の声」はサービス向上に欠かすことのできない貴重な財産です。

大切なことは、「1. 向き合って声を聴く」「2. 一步踏み込んで考えて対応」「3. 正確に責任をもって情報提供」を全ての職員が自発的に行い、サービス向上と日常業務に反映できる仕組みであると考えます。

(施設利用者からの意見や要望等の把握方法)

窓口・電話	施設利用報告書のアンケート	ご意見箱
メール/FAX/郵便/WEB	事業開催時のアンケート	ミニ投票
スタッフのお声がけ	施設利用者アンケート	施設利用者懇談会

#### エ 法令遵守、情報セキュリティ、個人情報保護、情報公開

代表企業、構成企業ともに、それぞれ「グループ行動規範」および「行動指針」において、利益の追求以上に全グループ企業および全所属員が社会の一員としての責任を自覚し、それを果たすように行動することが最優先となることを定めています。

代表企業・構成企業は、プライバシーマークを保有し厳格に個人情報管理を行うだけでなく、JISQ15001規格に適合した個人情報に関するコンプライアンス・プログラムを作成し、役員及び全職員がこれを遵守しています。

#### (4) 施設管理

##### ア 維持管理（施設、設備、備品等）

予防保全を基本とする維持管理で、「安全」「安心」「快適」「清潔」な施設環境を提供します。

4期目は、築40年を迎える施設の更なる延命化を図るため、ファシリティマネジメントの考え方の下、過去の維持管理で蓄積されたデータを用い経験と実績を反映した日常点検表と月次点検表を作り込み、高い感度で確実に点検し、不具合の予兆を早期発見し適切な措置を施すことで、不具合を未然に防ぎ施設及び設備を守ります。

## (ア) 指定管理10年の期間を活かした長期的維持管理計画

10年の長期間を活かし、文化センターの延命化に必要な中長期修繕計画を立案し、適切な履行時期を見極め提案することで文化センター延命化の実現を目指します。具体的には「令和13年小ホール等大規模改修」に対し、4期目事業開始後早期に建物診断を行います。

### (イ) 市改修工事の支援

4期目事業では、予定されている小ホール・公民館大規模改修に向けて、省エネ診断に基づく暑熱対策結果を踏まえ、市と協議を行い、市工事に反映する項目の提案を行い、大規模修繕施工会社との橋渡しを行います。

### (ウ) 施設利用者の声をサービス向上へ反映

4期目は「より安全で快適な文化センターの実現」を目標とし、次の3つの提案・改善を進めます。

- ①駐輪場照明の照度向上による、施設利用者の安心と安全の確保。
- ②館内Wi-Fi対応エリア拡張による利便性の向上。
- ③監視カメラ増設によるセキュリティ対策強化。

## イ 安全対策、危機管理（事故防止、防火、防犯、防災、減災）

利用者の安全確保を第一とし、緊急時や災害発生時に的確な対応が取れる体制を構築します。

### (ア) 組織的な緊急対応

緊急時には、施設長を本部長とした緊急対策本部を組成し、万全な体制で迅速な対応を図るとともに、多賀城市および関係機関と連携して事態に対処します。また、当事業体各社の近隣事業所や協力企業等のバックアップにより、連携して早期復旧にあたります。

### (イ) 避難訓練コンサートによる、市民と有事への取り組み深化

施設利用者と一緒に避難訓練する「避難訓練付きコンサート」を毎年実施しています。今や各地で行われるようになりましたが、東北地区では当センターが先駆けです。

## (5) 施設の貸出し

サービスの基本方針は、「安心して相談できる利便性の高い施設利用と誰にでも開かれた居心地のよいサードプレイスの利用者サービス」です。

今回、10年の長期間であるため、貸館利用料の改定や、貸室の内装什器更改を含めた改修、利用者サービスに資する備品の導入などが行いやすくなる大きな利点があります。

サービス向上やユニバーサル向上、インバウンド環境整備による、幅広い利用者の取り込みと継続リピート化を行います。また、10年の期間を活かして、高齢化・人生100年時代の地域課題解決、多世代・多文化の交わるサードプレイスとしての交流が生まれる施設にしていきます。

## **ア 利用にかかる受付・相談体制**

「市民活動やサークル活動を支援するサポート窓口を新設し、相談しやすい窓口サービス」

### **(ア) 5つのステップ（STEP 1 認知する→STEP 2 興味をもつ→STEP 3 検討する→STEP 4 申請する→STEP 5 利用する）による利用者目線の受付サービス**

施設利用者の催事の成功につながる相談支援を重視し、施設職員全員が受付・相談対応を行えるよう施設内の受付配置を変更し、利用者目線の受付サービスを重視します。

#### **(イ) さらに利用しやすい受付体制へ拡充**

- ・当日申請を可能にします（新規）
- ・申請手続きの簡略化（新規）

#### **(ウ) さらに相談しやすい相談体制へ拡充**

- ・地域コーディネーターの設置（新規）

## **イ 平等な利用の確保**

「高齢者から障がい者、外国籍の方まで、すべての人に開かれたユニバーサルな施設サービス」

### **(ア) ソフト面のさらなる社会的障壁の除去**

- ・インフォメーションに誰でも使用可能な貸出PCの設置
- ・外国人来館者への接客サービスの向上
- ・外国人の方が集まる場の設置

### **(イ) ハード面のさらなる社会的障壁の除去**

- ・大ホールの車いす席が最後列のみのため、前列にいくための動線確保の検討。主催者へ確認し、前列で鑑賞できる工夫の交渉。

## **ウ リピーターの満足度向上**

「高齢者・子どもたちの居場所、地域部活動移行など、多世代多文化の優しいサードプレイス」

### **(ア) 市民・団体が使いやすい施設づくり**

- ・学校や事業が決定するのは1年以上前となることから、貸館利用予約を1年以上前からとれる仕組みを検討

#### **(イ) サードプレイスづくりによるリピート利用**

- ・酷暑による子どもの居場所づくり課題に向き合い、夏の“キッズルーム”開設と10年後の専用ルームを検討
- ・いつでもダンスやパフォーマンスの練習等ができるような、フリースペースづくりを検討

#### **(ウ) 10年の長期間を活かしたリピーター促進策**

- ・お散歩MAPを作成し、未就学児やご高齢の方にも気軽に立ち寄れるように地域に開かれた文化センターを目指す

## (6) 文化芸術の振興

### ア 文化芸術振興事業の実施方針

「文化芸術の力で、人をつなぎ、地域をつなぎ、未来へつなぐ。」

市民文化創造の協働と、文化と観光の連携を市民とともににつないでいきます。」

第4期のさらなる文化芸術振興事業の挑戦として、指定管理者に求められる「多賀城独自の文化創造」「市民文化を、市民が創造する仕組みづくり」「文化と観光が連携した交流人口の拡大」を実現するには、これまで蓄積してきた土台の上に、大きな変革が必要となるため、指定管理者単体だけで行うのではなく、市×市民組織×外部パートナーと連携して取り組むことで、本質的な市民協働を創り出します。

#### 【第4期の方向性】

##### ① 1300年のレガシーの継承

- ・シェイクスピアカンパニーと協定を締結

##### ② 「市民協働アートマネージャー」職を新たに選出し、多賀城の新たなアートシーンと企画運営を行うアートマネジメント人材を育成

- ・多賀の城シティフェスティバル
- ・多賀城アクトファクトリー

##### ③ 1300年で集まった人材×たがぶんの実績

- ・史都中央道／市役所エントランス棟でのイベント開催

### イ 良質な文化芸術の提供

「良質な公演を誘致し、市民の文化芸出鑑賞の機会をさらに拡大します。」

#### 【第4期の方向性】

当事業体は、市民の鑑賞型公演のニーズを、事業アンケートで把握しています。年代層ごとの鑑賞ジャンルニーズを把握し、プロモーターと協議して良質なコンテンツを市民に広く届けていきます。

##### ① 質、量を十分兼ね備えた事業

- ・1年間で大型自主事業を、3本を目標に開催します。

##### ② 上質な文化芸術に触れる機会創出を拡大

- ・プロモーター営業の強化／公演の扱いを指名されているコンテンツも含め、テレビ局事業部やイベンター等との連携による共催事業も積極的に誘致します。

### ウ 地域文化芸術の振興

「ホールからまちなかへ。子ども・障害者などにさらに裾野を広げる」

#### 【第4期の方向性】

障害者バリアフリー公演などの裾野拡大、市内飲食店舗なども会場にした音楽フェス、デッキを使ったイベント等、地域浸透を大事にします。

##### ① 子ども・障がい者等にさらに裾野を広げる

- ・陸上自衛隊公演／自衛隊東北方面音楽隊0歳コンサート

- ・七ヶ浜国際村・利府町ペあくる・たがぶん3館による子ども向けワークショップ
- ・シェイクスピアカンパニーと視覚障害者向け実証実験

②ホールからまちなかへ。

- ・史都中央通線と市役所エントランス棟でのマーケット&ステージ
- ・多賀城シティフェスティバル（仮）
- ・ゼロカーボンコンサート

## **エ 芸術文化活動・交流の促進**

「アートマネジメント人材・芸術家の育成による市民文化創造の支援」

### **【第4期の方向性】**

市内全体イベントや館内オープンスペースを市民の発表の場として創出し、アーティストとアートマネジメント人材を育成する仕組みづくりを行います。

①市民団体の文化芸術活動のサポート

- ・市民団体主催公演を館内モニターでP R

②芸術家・アーティストの育成と文化の醸成

- ・多賀城レジデンスアーティスト制度の新設
- ・アート個展とアート蚤の市

③市民協働アートマネージャーとの育成の仕組み

④多賀城オルレを念頭に置いた文化と観光の連携

- ・多賀城周遊謎解きコンテンツ第2弾

## **オ 文化芸術振興事業の実施能力**

第4期目は、これまで情報が届きにくかった視聴覚障害者への情報発信の研究、市内イベント情報の館内発信の強化、コミュニティFMと連携した多賀城情報の発信等を行い、多賀城ファンを増やします。

### **(7) 広報**

障害をお持ちの利用者との交流を通して、その方々への情報発信方法の検討の必要性があると気付きました。

4期目は①文化センターのみならず、市民団体、市内で開催されるイベントの告知を行うことで、多賀城ファンを増加させる。②障害のある市民への情報発信研究と実践。この2つの課題に挑戦します。

### **(8) 地域連携、地域貢献等**

文化と観光を連携させた、地域に賑わいと交流を生み出す新しい地域連携の取り組みを推進し、J T B グループならではの地域に賑わいと交流を生み出す、新しい地域連携の取り組みを行います。

- ・観光連携による賑わい醸成

第2弾作成！市内史跡をまわり謎解きコンテンツ。J T B グループのリソースを活用した取組。

・食による居場所づくりみんな食堂

「みんな食堂」開店。JTBのノウハウを多賀城に還元。ごはんを通してみんなで心豊かに。

・こあきないを応援する地元事業者連携

市内っこあきないを応援！隔月開催サークルマーケット

・ふるさと納税造成連携でブランディング

体験型ふるさと納税の商品造成。多賀城市のブランディングに寄与。

**(9) 職員体制**

職種	雇用形態	人数
施設長	常勤職員	1名
副施設長	常勤職員	1名
事業広報課長	常勤職員	1名
総務サービス課長	常勤職員	1名
事業広報・営業担当	常勤職員	2名
サービス担当	常勤職員	2名
施設管理責任者	常勤職員	1名
施設管理副責任者	常勤職員	1名
施設管理担当	常勤職員	1名
窓口対応他	パート職員	9～11名
計		20～22名

**(10) 指定管理業務に要する指定管理料提示額**

(指定管理事業収支計画より)

区分	指定管理料提示額
令和8年度	159,299,000円
令和9年度	162,497,000円
令和10年度	162,233,000円
令和11年度	165,137,000円
令和12年度	168,823,000円
令和13年度	172,710,000円
令和14年度	174,439,000円
令和15年度	177,460,000円
令和16年度	179,987,000円
令和17年度	181,604,000円
合計	1,704,189,000円

## 9 多賀城市文化センターの指定管理に係る今後のスケジュール

年 月 日	事 項	概 要
令和 7 年 10 月 29 日	教育委員会	第 4 期指定管理者選定委員会の選定結果を報告し、第一候補者を決定
令和 7 年 11 月 21 日	多賀城市議会全員協議会	第 4 期指定管理者指定の取組状況について説明
令和 7 年 12 月	令和 7 年第 4 回多賀城市議会定例会	第 4 期指定管理者の指定 債務負担行為の設定（令和 8 年度～令和 17 年度）
令和 8 年 1 月	指定管理者告示	
令和 8 年 2 月	基本協定書締結	
令和 8 年 3 月	年度協定書締結	
令和 8 年 4 月	第 4 期指定管理期間開始	